

第二日 令和三年三月五日

開 議 午前十時

○議長（小野 稔君）

おはようございます。

野呂議員より、病気療養中につき水分補給が必要とのことですので、野呂議員に限って議場内への飲料水の持込みを許します。

それでは、ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、五番奈良完治議員に一般質問を許します。五番奈良完治議員。

〔五番 奈良完治君 登壇〕

○五番（奈良完治君）

改めて、おはようございます。

久しぶりのトップバッターでちょっと緊張しております。ご容赦願います。議席番号五番奈良完治です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和三年第一回定例会での町政に対する一般質問をさせていただきます。

さて、ここ二、三週間の新聞、テレビの見出し第一面は、新型コロナウイルスに対するワクチンの話題、五輪組織委員会会長の問題、そして福島・宮城での震度六強の地震被害の報道など、明るい話題は何一つなかったように思っています。福島県沖地震では十件、百五十七名の負傷者と土砂崩れ、家屋の破損、断水、新幹線の長期不通など大きな被害

をこうむりましたが、死者が発生しなかったことは不幸中の幸いであり、一日も早い完全な復旧・復興を願うものであります。

新型コロナウイルスは、一昨年十二月に中国、湖北省武漢で発生し、ウイルスによる肺炎は瞬く間に中国全土、そして世界的な広がりを見せ、日本でも二月二十日現在で感染者数四十二万三千九百七十六人、死者数七千三百七十八人、退院・療養解除者三十九万六千五百五十一人と猛威を振るっている状況です。この津軽地方でも、昨年十月の弘前市の飲食店での大規模クラスター、そして、今年二月に発生した黒石の病院での大規模クラスターと、気の休まる暇もないというのが現状ではないではないでしょうか。

そんな中、厚生労働省は、アメリカ製薬大手ファイザー製の新型コロナワクチンを二月十四日に正式承認し、二月十七日が先行接種の位置づけで同意を取り付けた全国の医療従事者四万人に接種し、三月中旬以降は随時医療従事者へ、四月以降は六十五歳以上の高齢者、さらに基礎疾患のある人に、そして十六歳以上の人たちと接種を進めていくようです。

当町においても、福祉課が中心となり、ときわ会病院などの協力を仰ぎながら、医療従事者が三月中旬ごろ、高齢者が四月頃から、基礎疾患者と介護施設従事者が5月頃から、そして一般の方々が六月頃から随時接種予定との説明があり、9月末頃には接種が終了するのではないかと考えています。

この感染拡大のため、世界各国はロックダウン、そして経済の停滞などを招き、各国とも人命の救助のため、経済対策のために資金調達、国債の発行など、緊急経済対策を実施し、被害を最小限に抑え込もうとしています。そのような意味においても、今回のワクチン接種産業は計り知れない希望と復活をもたらしてくれるように思われます。早急な新型コロナウイルス感染症の終息を願うばかりです。

さて、世界的に見れば、中国、ロシア、インドなどは自国のワクチンを開発し、特に中国においては経済を再起動さ

せ、コロナ禍後の産業・経済両面において先導的役割を果たそうと、ワクチン開発と両輪で政治・経済両面において世界の盟主を目指しているようです。そのようなもくろみはともかく、やはり大事なものは人命もそうですが、産業・経済の復興、そして再生なのではないでしょうか。このことに菅首相をはじめとする日本の政府は、コロナ対策、そして経済対策、どちらも両立させていくことに大変な苦勞を背負っているのではないのでしょうか。ご苦勞を察するものであります。一国のリーダーの重圧は私たちには計り知れないプレッシャーがあると思います。それはまた、藤崎町のリーダーである平田町長にも言えると思います。

二月三日の議員全員協議会で、町より旧弘前実業高等学校藤崎校舎の利活用について説明がありました。翌日の新聞に記載されたため、コロナ禍で町民の皆さんと接する機会が少なくなってしまいました。数少ない町民の皆さんとの機会の中で、この話題が大きいことに気づかされました。先ほども述べましたが、このプランは町民にとって大きな関心と呼んでいますので、詳細な説明を再度お願いいたします。リーダーには意見集約し、方向性を示し、実行して責任を取っていくことが求められていると思いますので、よろしくお願いいたします。

また、新たに創造するものがあれば、時代背景の中で衰退・消滅していくものもあるのが世の中の常ではないでしょうか。そこでお尋ねします。以前、町の公共施設の不具合、経年劣化を調査・診断を実施したと記憶していますが、改修が必要な施設はどのぐらい存在するのか。そして、利用頻度の低下、また人口減少などにより閉鎖されていく施設もあると思いますが、今現在そのような計画は持ち合わせているのかをお尋ねいたしまして、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、早速、奈良完治議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、行政運営についてのイの旧弘前実業高等学校藤崎校舎の利活用についての、町民にとって大きな関心がありますので、利活用プランについて詳細な説明をお願いいたしますについてお答えいたします。

弘前実業高等学校藤崎校舎は、平成三十一年三月に惜しまれつつ閉校となりましたが、藤崎校舎を将来的に町で利活用するための調査や検討などを行うため、昨年六月、公募による方を含む町内の幅広い分野の方々にご参画をいただき、藤崎校舎利活用検討委員会を組織し、ふじ原木公園や体育館、グラウンド、校舎、旧校舎解体跡地に係る具体的な利活用方策の検討を行い、昨年十一月に藤崎校舎利活用プラン策定の報告をいただいたところであります。

ご質問の藤崎校舎利活用プランの内容についてであります。まず、ふじ原木公園につきましては、ふじ原木の保存や収穫したリンゴを活用しながら、りんご「ふじ」発祥の地を全国にPRするとともに、あずまやや展望台などを整備し、体験型観光コンテンツ提供の拠点とすることとしております。

また、体育館につきましては、現状を生かしつつ、人工芝フィールドによる全天候型トレーニングセンターとして利活用し、通年の新たな室内スポーツプログラムの提供や冬期間などにおける児童生徒の野球やサッカーなどの練習場所として活用することとしております。

さらに、グラウンドにつきましては、町民の生涯スポーツの推進や健康増進に寄与するため、サッカーやグラウンドゴルフ等の様々なスポーツができる多目的グラウンドとして利活用するとともに、冬のシーズンもスノーモービルなどの雪を利活用したアクティビティを体験できるスノーパークとして、オールシーズンでの利活用を計画しているところであります。

このほか、校舎につきましては、障がい者の就農や雇用支援のための農福連携による室内ファームとして利活用し、比較的低コストで栽培が簡単なキノコ類の生産を計画しており、また、コミュニティーサロンなどの多様な用途での部屋の貸出しや子供たちの社会見学施設として、養殖研究施設の設置等も計画しているところであります。

また、旧校舎解体跡地につきましては、農業の担い手不足や冬期間における農業所得の低下等の課題に対応するため、耐候性ハウスによる施設園芸を導入し、水耕栽培による水菜やレタスなどのベビーリーフやハーブ類等の生産を計画しており、解体されない果樹貯蔵庫や温室につきましては、施設園芸と連動して有効活用するほか、駐車場や花畑を整備するなどし、安らぎの空間を創出する計画としております。

なお、施設の管理運営につきましては、非営利活動団体を主軸に、体育館及びグラウンドにつきましては、町スポーツ協会が担うことを想定しており、また、校舎及び旧校舎解体跡地につきましては、NPO法人や社会福祉法人等を公募により募集することなどを想定しているところであります。

次に、利活用プランのこれからの行政手順と実施年数と予算はどのくらい予想されているのかについてであります。町では、藤崎校舎利活用プランに基づき、昨年十二月、藤崎校舎の体育館、グラウンド、校舎、旧校舎解体跡地の土地や建物等の無償譲渡について県との協議を行い、一月二十二日に県より財産の無償譲与についての承認をいただいたところであります。

今後につきましては、本定例会に上程しております藤崎校舎の土地及び建物等に係る負担付き贈与の受納の議案について可決をいただいた場合、町と県が藤崎校舎の土地建物等に係る譲与契約を締結し、四月からは町が藤崎校舎を管理することとなっております。

また、来年度からは、藤崎校舎利活用プランの具現化に向け、様々な分野の専門家のご意見をいただきながら、利活用プランのブラッシュアップ、そして、町スポーツ協会等関係団体との調整及び室内ファームや施設園芸の運営主体の

選定方法や施設整備財源の検討など、令和四年度の事業着手に向けた様々な検討や調整を行っていくこととしております。

なお、藤崎校舎の全体的な施設整備の工期につきましては、令和四年度の事業着手から完成までにおおむね二から三年ほどかかる見込みとなっており、また、利活用プランに示されております全体の整備事業費につきましては、おおよそ二億七千万円程度の見込みとなっておりますが、工期と整備事業費につきましては、来年度の利活用プランのブラッシュアップと併せ、鋭意精査してまいりたいと考えております。

次に、ロの町の公共施設の改修計画についての、以前、公共施設の不具合、経年劣化の調査、診断を実施したと記憶しているが、改修が必要な施設はどのくらいあるのかと、利用頻度の低下、また人口減少等により閉鎖されていく施設もあると思うが、今現在そのような計画などは持ち合わせているのかについては関連がございますので、一括してお答えいたします。

質問の趣旨といたしましては、国が推進する公共施設等の総合的かつ計画的な管理に当たって策定が求められている公共施設等総合管理計画において、改修が必要な施設あるいは閉鎖を予定している施設についてお尋ねであろうかと思われませんが、この計画につきましては、現在、個別施設計画を策定中であり、三月中には業務を完了することとなっております。

内容といたしましては、対象となる百十一施設について、建物劣化度調査を行い、財政運営計画とリンクさせながら維持管理方針を定めるものであり、公表前であることから詳細は控えさせていただきますが、今後五年以内に改修を要する施設といたしましては、藤崎中央小学校やふれあいずーむ館、明德中学校など、また、廃止を検討する施設といたしましては、老朽化の著しい西田第二団地等の町営住宅などを想定しているものであります。

以上、奈良議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより五番奈良完治議員に再質問を許します。五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

県より、財産の無償譲与の承認をいただき、藤崎校舎の土地及び建物等に係る負担付贈与の受納の議案を可決後、譲与契約を締結し、四月より町が藤崎校舎を管理していくということですが、無償譲渡の条件、町が利活用プランにより公用または公共用の用途に供する場合には無償で町が譲り受ける（十年間の公用または公共用の用途指定あり）、これが負担付条件と思うが、そのとおりでよろしいのか。また、そのほかの条件の有無についてお尋ねいたします。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。

その他の条件といたしましては、同じ期間、十年間において県の承認を得ないまま譲渡、交換、貸付け、担保に供することはできないというふうになってございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

要するに、十年間はこのまま最低、計画したものを使わなくてはいけないということによろしいですね。

それでは、次の質問に移らせていただきます。体育館は平成二十二年に耐震補強工事が施工され、構造変更は行わずに、現状を生かしながら人工芝フィールドの全天候型トレーニングセンターとして計画されているようですが、耐震補強工事より約十一件経過していますが、耐震を含め、この後の耐用年数はどのぐらい見積もっているかをお尋ねいたします。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、当該体育館は平成二十二年に耐震を含めた大規模改修を行ってございます。その後、十一年が経過しているわけでございますけれども、一般的には大規模改造後はおおよそ二十年間は安全に利用可能となっております。その結果、令和十二年度頃までを見込んでございます。町としましては、引き続きこの施設を随時調査、あるいは管理を行い、安全確保に努めてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、将来的にはこの建物も町公共施設等総合管理計画に登載して、適正に管理していくことになります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

確かに私も調べてみると、前にも一般質問で質問したとき、建設課長かどなたかから伺ったんですけれども、この耐震のとか、耐用年数というのは、基本的には鉄筋コンクリートの場合は四十七年、今の建物に当たる重量鉄骨は三十四



年とこれはなっているんですけども、これは建物本体の耐用年数ではなく、あくまでも資産価値としての耐用年数ということですので、施設は、今課長が述べましたとおり補修、それから改修していけば、皆さんもご存知のとおり、軍艦島ですか、昭和初期に建てられたコンクリートのやつがいまだかつて残っているような状況ですので、その辺の管理は町として頑張ってください、施設を存続させていただきたいと思います。

次の質問なんですけれども、この体育館の施設整備については、実施設計など、地域を捉えて全天候型トレーニングセンター利用が想定される団体に施設に必要な機能などのヒアリングをされるみたいですが、いつ頃から、またどのぐらいの団体を予想されているのかお尋ねします。非常にこれは目的がそれこそスポーツ関係とか、いろいろあると思いますので、大事な部分ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、この体育館は通年の新たな室内スポーツプログラムの提供など、健康促進活動を展開する施設、あるいは雨天時、降雪時に児童生徒が野球やサッカーなどの練習ができる施設とすることを想定していることから、検討委員会で示された素案をベースに町スポーツ協会、各スポーツ協会加盟団体二十二団体あるんですけども、そちらの団体とスポーツ少年団が六団体あるんですけども、そちらの関係者や代表者を参集しての説明会を四月から五月にかけて数回程度開催し、ご意見を頂戴した上で利活用プランのブラッシュアップ、そういうのを考えてございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

本当に造ってみたはいいが、使い勝手が悪いとか、そういうふうなことのないように、ふだん使う人が一番分かっていると思いますので、その辺、何とかよろしく願いいたします。

次の質問として、グラウンドの利活用プランにあずまやの整備が盛られているんですけども、このあずまやの計画位置と目的をお尋ねいたします。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。

校舎を背にして、正面に陸上トラックがあります。その右手のほうに体育館がありますけれども、その後ろというか横、体育館の横のほうに大分経年劣化があって、テニス場があるんですけども、グラウンド内での多目的にスポーツする利用者などのために休憩するスペースとして、そのテニス場の場所にあずまやを設置したいとそういう計画であります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

これでいうと、この休憩テントなどという場所になるわけですね。（「はい、そうです」の声あり）分かりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。この校舎の一階及び校舎跡地はハザードマップで浸水区域となっているが、数十年に一回の浸水を想定しながら有効的に利活用されるようですが、校舎自体の、また先ほどと同じなんですけれども、今まで耐震検査をやってきたのか。そして、耐用年数はまたどのくらいを考えているかをお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。

耐震検査につきましては、少し前になるんですけれども、平成十二年度に行っております。専門的なものになるんですが、I s 値（構造耐震指標）というものと、C T ・ S D 値というもの、これは耐震の検査に必要な数値なんですけれども、いずれも基準を満たしているとの結果が出ております。その後、平成十四年度には内部改修、外部改修、設備改修など、大規模改修を行っております。耐用年数につきましては、いわゆる減価償却に用いられる、税務上の法定耐用年数は四十七年となっております。建築年度が昭和五十五年でしたので、計算上は令和九年度までの耐用年数となります。ただ、先ほど奈良議員もおっしゃっていましたが、一般的にはこの法定耐用年数は税務上のものと理解され、これが過ぎたからといって壊れるとか、使用できないというものではございません。物理的な耐用年数というものを延ばすには、適時に建物の劣化診断や耐震検査などを行い、そのような調査を経て必要に応じて大規模改修や耐震補強などを行うことにより、使用できる年数を確保していくという考え方が重要になります。

いずれにしましても、この建物は、先ほども述べましたとおり、過去において耐震診断及び大規模改修を行い、適正に管理されている建物であり、今後も先ほどの体育館同様、将来的には町公共施設等総合管理計画に登載し、適正に管

理していくこととなります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

よろしく申し上げます。せっかく使えるものはもう最後まで使って行って、この藤崎町の産業発展のために必要なものですので、よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。私は、この利活用プランの最大の目玉と言えれば変ですけれども、思っているのが農福連携です。この農福連携を選んだ理由と、屋内ファームで栽培予定のアラゲキクラゲ、シイタケを選んだ理由などをお聞かせください。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。

農福連携に関しましては、まず、他県の廃校の利活用事例として、校舎内で作物を作る際に、障害者就労継続支援事業を活用し、障がい者の自立に向け、快適で豊かな生活を送るため、また地域雇用確保のための農福連携を行っている事例があったということ、それから、検討委員会においても、委員から出たそういった意見に対して委員会そのものが賛同的であったということ、それから、これを公共の事業に当てはめる事業としては農福連携が最適であったという理由があります。

次に、キクラゲ、シイタケ、キノコ類についての栽培に関しましては、この作物が絶対であるわけではございません。来年度の磨き上げの段階でもっと適しているものがあれば見直してはいくつもりですが、現段階での理由を申し上げますと、まず新たな町の特産品を創生すること、校舎そのものを生かしながら設備投資や維持費を抑えられること、それから、北海道での栽培量が多いことから寒い気候にも比較的適している作物であること、原木ではなく菌床、四角い菌床という菌床があるんですけれども、そういったものを使うことによって比較的作業が簡易で、障がい者や高齢者の雇用にもつながりやすいこと、それから、特にキクラゲそのものは栄養価が高く、県の学校給食課への出荷も見込めることなどが理由として上げられます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

今、詳細な説明を受けたんですけれども、私もちょっとネットなどで調べてみたんですけれども、この農福連携については、県内でも平成二十八年から二十九年までのデータの中で四十三例、私が見たのはそのぐらいでしたけれども、あるみたいです。雇い主は圧倒的に個人農業者が多くて、その実証結果も報告されているみたいです。そこで、障がい者の方たちの作業の難易度、課題が報告されております。全体的にはほとんど問題はなかったようです。特に拾い上げるとすれば、スコップ作業に不慣れ、果実の成熟度、色合い、真空梱包作業の手順、収穫物の大きさの判断、こういうふうにはちょっと細かい専門的な部分に関してはやっぱり問題があるということが報告されています。その辺も考慮してのこのキノコ栽培なのか、また再度お尋ねいたします。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。

議員のお見込みのとおりでございます。この菌床を利用したキクラゲとシイタケに係る作業は、大まかに言うと、菌床を棚に並べる、それから水をかける、収穫をする、パッケージというのが一連の作業となりますが、いずれもさほど細かい技術を要しないため、障がい者には向いているという判断がございました。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

関連でまた質問させていただきます。校舎の二階及び三階の管理運営は同様の施設の管理運営経験などを有するNPO法人や社会福祉法人などを公募により募集することや、実際に同様の施設などを管理運営しているNPO法人や社会福祉法人などに管理運営を想定しているみたいですが、今現在、計画のようなこのNPO法人、社会福祉法人などは津軽圏域にどのくらいあるのか、またよろしければ事例をお知らせください。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。

先ほど奈良議員がおっしゃいました農福連携の県内の事例、私も見ております。それにおいては、農家の所有する農

地に就労継続支援など福祉事業を展開するNPO法人、社会福祉法人、その他企業などが障がい者の方を連れて農地に出向いているという形が一般的で、その事例の中では東青、中南、西北津軽の圏域で十五社ほどの事業者がおられます。作業としては、野菜、リンゴなど様々な作物の現場で除草、定植、収穫などをその障がい者の方に程度に応じて就労してもらっているようです。

藤崎校舎の農福連携を想定した場合、事例と同様に校舎ではキノコ類栽培を専門に行う事業者に入ってもらい、そこに先ほどのような福祉事業者から障がい者の方に来ていただくというパターンが一般的であると考えております。そのほか、例えば農福連携の実績を持つ福祉事業者が施設栽培のノウハウを持った人材を雇い入れるとか、また逆に施設栽培にたけた事業者が就労継続支援を行う福祉的要素を満たす人材を雇い入れるとか、そういった形での参入も可能かとは思いますが。この辺りも来年度の磨き上げの中で精査し、現実的な手法を取っていくこととなると思います。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

よろしく申し上げます。

ちょっと質問の趣向が変わるんですけども、こちらの利活用プランの中で、後ろのこれは三十一ページなんですけれども、校舎解体跡地の利活用プランの中で、施設整備計画で、集荷出荷施設の隣に駐車場を整備されるようですが、この整備に際し、隣接する道路の再整備をお願いしたいと。皆さんもご存知のとおり、白子からみどり団地方向にかけて下りの左急カーブであり、以前、私、一般質問でも取り上げましたが、非常に冬は危険なところなんです。道路を内側に拡幅し改良すれば交通安全にもつながり、駐車場もこのいびつな形ではなく真四角な使い勝手が向上するように思われ

ますので、この質問はいかがなものでしょうか。町としての対応をお尋ねいたします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

今、奈良議員ご指摘の場所は、かねてから奈良議員がいわゆる鋭角にカーブがなっているので、交通安全上好ましくないということで、度々ご指摘を受けた場所であります。今回のいわゆる一般質問にあった藤崎校舎の利活用のそれとは切り離して、早い時期にその交通安全上の解消にも努めるよう、担当課で鋭意検討してまいります。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

私も、これは短絡的に県から移管になった場合、駐車場が道路の関係でいびつな形になるのではなくて、両方町の土地なんであれば工事も計画しやすい、やりやすいのかなと思ったので質問させていただきました。ぜひ、機会がありましたら、何とかその計画を思い出して施工していただければと思います。

続きまして、質問を移らせていただきます。先ほど、改修対象の施設が百十一施設に及び、三月中に個別施設計画を完了することになっていて、財政運営計画とリンクさせながら方針を定めていきたいが、公表前なので詳細は控えさせていただきたいとのお答えでした。理解いたします。後日、発表後に改めてまた質問をさせていただきます。そこで、この五年以内に改修を要するとされた、先ほど町長のお答えにありました藤崎中央小学校、ふれあいずーむ館、明徳中学校の改修を分かる範囲でよろしいのでお知らせください。

○議長（小野 稔君）



財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

お答えいたします。

藤崎中央小学校、それから明德中学校については、具体的には学務課が先行して個別施設計画をつくるものですが、関連があるということでお答えをさせていただきます。まず、藤崎中央小学校ですが、令和三年度、四年度の二か年で事業を施工するということです。毎年二億円ずつの費用をかけて施工をいたします。初年度については、令和二年度の三次補正が該当になりましたので、本議会に補正予算案を計上させていただいております。また、明德中学校については、その後、現校舎が二十年以上経過しているということですので、長寿命化のために施行を予定していると。その施工年度については中央小学校終了後ということで計画をしていると。内容としては、校舎、それから屋内運動場の改修ということになります。

それから、学校以外で特に懸案となっているのがふれあいずーむ館でございます。こちらについては、最近非常に修繕が多いということございまして、総合的な改修が必要であると理解しております。令和三年度に具体的にどの部分を修繕する必要があるのかを調査するため、調査委託料を計上しているところでございます。町全体の工事費の平準化という問題もありますので、財政運営計画上は令和四年度に電気・機械設備、令和六年度に屋根の改修等を予定しているところですが、これについてはその調査の結果によって施工年度が変わってくることも十分予想されるというものでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

民生教育常任委員会で、この間ずーむ館で委員会を開きまして、そのとき駐車場の計画を知らせたわけです。やっぱり私はあれを見て、感動とは言いませんけれども、よくやったものだと思います。というのは、駐車場というのはやっぱり殺伐として、私は裏のほうの駐車場のようなイメージを持ったんですけれども、やはりあの藤崎小学校から正面に見える、そしてあの駅通りから今度は見える、それなりにやっぱり整備した駐車場のようだと思います、外観的にも。やっぱりお金をかけるべきものはかけて、学校も大事、みんな大事なものはないと言えないんですけれども、あのような施設はやっぱり町の顔にもなっていくしますので、何とか駐車場、それからあの屋根はもう、もし屋根が漏れているのであればこれは大変なことです、その辺臨機応変に進めていただければと思います。

最後に、町長に一つまたお答えいただきたいと思います。今、この流れで申します。公共施設は、学校の統廃合を見ても分かる通り、その時代、ニーズを鑑み、新設、改修・延命、廃止など、めり張りの施策が求められているように思います。町長におかれましても、時には鬼になっていただき、政策を進めていくことをお願いします。また、旧弘前実業高等学校藤崎校舎の利活用についても、次代、未来を見据えた計画運営でお願いいたします。

私もこの全国の廃校利用を少し調べてみましたが、成功例として報告されているのは農業施設、植物工場に活用したところしかないようです。町として宿泊施設とかレクリエーション施設でやったところはどうしてもそれだけでお荷物になっていくような状況が報告されています。あと、多くの町民が感じているのは、この全天候型トレーニングセンターにもやっぱり大きな期待を寄せています。それは当然、健康増進、競技力向上、大いに皆さん期待しています。今定例会には利活用基本計画等策定支援業務委託料も計上されています。特にあの藤崎校舎は閉校になる、ならないときから町長は携わってきたわけですので、町長のこの思いを最後にお聞きいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

奈良議員におかれましては、農業分野、そしてまた教育分野、そして今最中、消防団の副団長として活躍している消防行政、全般にわたって地域づくりの要となってお活動していることに、まずもって敬意と感謝を申し上げます。残念ながら、昨年三月をもって全国で一校しかないりんご科が閉校となりました。多くの議員、そして多くの団体、そして多くの農業団体等々、存続のための署名活動もわずか数か月の間に六万筆に届くような要望書も県教委にもいわゆる陳情しました。あるいはまた、三村県知事とも存続のために一対一のお話をさせていただきました。社会情勢がだんだんだんだん子供が少なくなっているということで、いわゆる二か年の募集は延長されたものの、昨年度末に閉校となりました。

この間、そういういろいろな変化がありましたけれども、前教育長である武田 登氏、あるいは担当課とその辺りからその利活用については協議してきたところでもございます。また、議会においても、検討委員会に奈良岡議員、そして阿部議員が参画して、様々な団体と計五回ほどのいわゆる検討委員会を設置して素案がまとまりました。ただその素案は様々な形でこれからやっぱりもっともっと精査して、いわゆる令和四年度に手挙げ方式で開催するいわゆる地方創生の拠点づくり第二弾となりますけれども、それに結びつけるためには、やっぱりこれからの藤崎町の未来、あるいは今の現状で抱えている課題、様々な角度から鋭意検討して、やってよかったと、そして藤崎の町民からも、あそこに手をかけてよかったと、いわゆる「ふじ」の歴史があるメッカの場所に学校を建てていますので、これからも末代まで永遠に語り尽くされるような施設にやっぱり向かっていきたいと、邁進していきたいと、そういう思いであります。

どうか、議員各位の皆様におかれましても、様々なアイデアを多くの人からやっぱりいただいて、それを形に実現し

て、将来の未来を担う子供たちのためにも一生懸命整備していきたいという思いでございますので、今後とも忌憚のないご意見を拝聴したいと、そう思っております。ありがとうございます。

○議長（小野 稔君）

これで五番奈良完治議員の一般質問は終了しました。

換気及び消毒のため休憩します。再開時刻は十一時に再開したいと思います。

休 憩 午前十時四十七分

---

再 開 午前十時五十九分

○議長（小野 稔君）

時間ちょっと前ですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、四番五十嵐 忍議員に一般質問を許します。四番五十嵐 忍議員。

〔四番 五十嵐 忍君 登壇〕

○四番（五十嵐 忍君）

議席番号四番五十嵐 忍でございます。

二月十三日夜の強い地震は、十年前の三月十一日を忘れるなという天の声だったのでしょうか。復興五輪のはずの東京オリンピックは今や人類がコロナに打ち勝ったあかしにされようとし、森元首相の発言で日本はいまだに男尊女卑の国だということが世界中に発信されたことにより、今やジェンダー平等も掲げなければならず、ますます復興五輪が遠のいていくことに私は強い違和感を覚えます。今回の女性蔑視発言に代表されるような多様性を認めない考え方は、自分こそが標準、スタンダードだという意識が根底にあり、他者への理解が圧倒的に不足しているからではないでしょう

か。

本定例会で私が一般質問をするひきこもりについては、町議会議員と語る会で、ある町内会の会長が何度も町の課題として取り上げておりました。正直、外に出てこない人をどうやって外に出せるのか、また、多くの人を感じているようにそういう人たちは怠けているのではないか、甘えているのではないかと、私も自分を基準にそう捉えていました。しかしながら、昨年十一月のNHKのキャンペーンや、今年二月の朝日新聞の特集を見て、これはもはや個人や家庭の問題ではなく、社会の問題だと気づかされました。社会が長年放置してきた問題なのです。そこで、ひきこもりについて質問いたします。

イとして、ひきこもりの定義は何か。ひきこもり状態にある人の現状把握はできているか。

ロとして、相談支援体制はどのようになっているか。相談件数はどうか。

ハとして、コロナ禍において、望まない孤独が増えることが懸念されるが、どのように対処するのか。

続いて、小中学生の健康についてお聞きします。

今回のコロナ禍で、大人に先んじて制約を受けてきたのが子供たちです。政府の最初の緊急事態宣言は昨年四月でしたが、学校の休校は二月末の突然の首相要請を受けて始まり、長いところでは三か月に及びました。藤崎町ではそこまで長期ではありませんでしたが、子供たちの心身に与えた影響は少なからずあったことと思います。

そこで質問ですが、イとして、肥満傾向にある子供の割合はどのくらいか。コロナ禍で各種活動が制限される中、肥満傾向に変化は見られるか。

ロとして、コロナ禍において、子供の体力低下は見られるか。

ハとして、コロナ禍での一斉休校が子供の心身に与えた影響を検証する必要があるか。

以上、壇上からの私の一般質問といたします。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

五十嵐 忍議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、ひきこもりについてのイのひきこもりの定義は何か、ひきこもり状態にある人の現状把握はできているのかについてお答えいたします。

ひきこもりとは、「様々な要因の結果として、原則的に六か月以上にわたり、学校・アルバイト・仕事といった外での社会参加を避け、家庭にとどまり続けている状態」と定義づけられております。生活のほとんどを自室で過ごす方から、買物やドライブなど他者との直接的な交流を持たない外出であればできる方など、人によって状態は様々であります。

ひきこもり状態にある人の現状について、二年ほど前に国が実施した調査によれば、全国でおおよそ六十一万人のひきこもりの方がいるという推計結果が出されておりますが、家庭内における非常にデリケートな問題であり、見えづらい一面があることから、当町における対象者の人数や世帯数などの現状については把握し切ることが難しいものとなっております。

次に、ロの相談・支援体制はどのようになっているか、相談件数はどうかについてであります。行政機関における相談体制につきましては、町においては保健師が、県においては保健所、児童相談所のほか、県ひきこもり地域支援センターにおいて対応しているところであります。

また、今年度、町が受け付けた相談件数につきましては、以前から継続的に相談を受けているケースの一件となって

おり、ご家族からの経過報告を受け、保健所や県ひきこもり地域支援センターとも相談の上、今後について対応を協議したものであります。

なお、ひきこもりの問題は、心の健康の問題でもあることから、町では精神保健事業の一環として、自殺対策と一体的に取り組んでいるところであり、従前より、こころの健康相談や電話相談を開設しているほか、町ホームページや広報誌等において、町や県ひきこもり地域支援センターの事業を紹介するなど、相談支援事業に係る周知を図るとともに、関係機関と連携を密にしながら支援に努めているところであります。

次に、ハのコロナ禍において望まない孤独が増えることが懸念されておりますが、どのように対処するのかについてであります。新型コロナウイルス感染拡大の影響により解雇や雇い止め、SNSの誹謗中傷等の原因により孤独となるケースが増加していると言われており、また、多くの子供や若者が不安を高め、望まない孤独の問題が顕在化しているとの報道もされているところであります。

町といたしましては、先ほどのひきこもり対策同様、行政や医療に係る関係機関及び地域との連携を図りつつ、相談業務を中心とした支援に努めてまいりますが、今年度中に国が改定することとしております子供・若者育成支援推進大綱が示され次第、その内容に沿って対応してまいりたいと考えております。

次に、小中学生の子供の健康についてのイの肥満傾向にある子供の割合はどのくらいか、コロナ禍で各種活動が制限される中、肥満傾向に変化は見られるのかについてお答えいたします。

国では、毎年度九月に、児童及び生徒を対象とした学校保健調査を実施しております。この調査は、四月から六月までに各校で実施された身長及び体重計測を含む健康診断の結果に基づいて、学校における子供たちの発育及び健康状態に関する事項の調査を行っているもので、その結果は学校保健行政の施策立案検討の際の基礎資料として活用されているところであります。

今年度の調査結果といたしましては、当町の肥満傾向にある子供の割合は一三％となっており、令和元年度の一三・三％と比較いたしますと若干減少する結果となっておりますが、当町においては、昨年三月二日から三月二十六日まで、四月二十二日から五月六日までの二回を一斉臨時休校としており、身体計測は各校とも四月半ばほどに実施していることから、コロナ禍における肥満傾向の変化につきましては、次年度の結果に影響するものと考えております。

次に、ロのコロナ禍において、子供の体力低下は見られるかについてであります。学校では例年五月から七月までの間に五十メートル走やボール投げなどの体力テストを実施しており、その結果につきましては、例年十二月に国が体格・体力・ライフスタイル調査として公表しているところであります。

全国的に新型コロナウイルスが蔓延し、様々な活動が制限されている中において、子供たちの運動不足を懸念してきたところではあります。調査結果において、当町ではそれぞれの項目の数値にさほど大きな変化は見られず安堵しているところであり、子供たちの体力低下にコロナ禍の影響はなかったものと考えているところであります。

次に、ハのコロナ禍での一斉休校が子供たちの心身に与えた影響を検証する必要があるかについてであります。一斉休業が子供たちへの心身に与えた影響につきましては、医学的な検証を実施しているものではないものの、毎月、各校から提出される問題行動報告書において、子供たちの行動の変化を確認しているところであります。

報告書によりますと、今年度は、昨年度と比較して小中学校とも、いじめ、不登校が減っておりますが、小学生においては万引き、中学生においては生徒間暴力が若干ではありますが増加しております。これは、あくまでも表面化した行動の変化であり、また、一概に新型コロナウイルスの影響と言えるものではありませんが、感染終息までにはまだまだ時間を要すると思われることから、今後、行動として表面化しない精神的な影響についての医学的な側面からの検証に関し、弘前大学医学研究科と連携し、実施について検討してまいりたいと考えております。

以上、五十嵐議員の質問に対する登壇での答弁といたします。



○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより四番五十嵐 忍議員に再質問を許します。四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

それでは、再質問いたします。

先ほどひきこもり状態にある人が全国でおよそ六十一万人という答弁だったんですけれども、これは四十歳から六十四歳のひきこもりの方的人数だと思います。その前段階として十五歳から三十九歳、これは五十四万人と推測されております。要するに、大人のひきこもりは推計ですけれども百万人を優に超えているという、特に答弁にありました六十一万人、この中高年のひきこもりが八〇五〇問題という言葉に象徴されているように、八十代の親が五十代のひきこもりの子供の世話をしなければならないという、生活困窮と介護の両方の問題を抱えていることが非常に問題になっていますが、非常にデリケートな問題で見えづらい一面がある。現状についてはなかなか把握し切ることが難しいというのは理解しますが、そもそもひきこもりの定義すら一般的にはあまり知られていないと思います。例えば広報ふじさきの三月号に認知症の特集がありました。このように、ひきこもりについても情報提供、情報発信をする必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、いわゆるひきこもりの状態にある、ひきこもりとは何ぞやというところ、そして、そういう

方々に対する家族はもちろん地域のあり方というふうなものも含めた周知啓発というものは必要かと思います。これまでに全くしていないというわけではございませんけれども、先ほどの町長の答弁でもございましたが、ひきこもりというものと、それからその対応策として県ひきこもり地域支援センターというものが県立で設置してあるというふうな広報も含めて、今議員のおっしゃるような周知啓発に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

まず、ひきこもり状態が六か月以上続くと、これがまず一つの目安ではあるんですが、言い換えると六か月以上続くとある意味長期化しやすいとも言えるわけで、専門家の間では最近では三か月以上を前段階として捉えて、より早く対策を取る、より早く支援に結びつけるということの必要性が言われています。しかしながら、実際に相談するまでには数年間を要していると、平均数年かかっているとも言われています。相談体制につきましては、先ほど課長が県ひきこもり地域支援センターのことをおっしゃっていましたが、町だったら保健師が、県だったら保健所、児童相談所、あるいは県のひきこもり地域センターとあるわけですが、まずどこに相談すればいいのか、その相談支援体制の流れ、フローチャートといいますか、中には治療が必要な場合も、医療と結びつけなければならない場合もあるかと思いますが、例えば自分の子供、あるいは家族がそういうふうな状態になったときに、例えば藤崎町の福祉課健康係、保健師さんに相談したとして、その後どういうふうな流れで相談支援が進んでいくのか。その流れについてお知らせください。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

初めに町のほうに相談に来るそのきっかけとといいますか、内容にもよるかもしれませんが、流れ的に申し上げれば、町と、それから恐らく通常は医療機関を受診されているかと思えます。医療機関、そして当然のごとく精神保健に関する部分であれば保健所、それからまた複合ケースも想定されます。経済的な部分であれば、福祉事務所やら、そして地域であれば民生委員、そういうふうな方々と必要と想定される関係機関、あるいは関わる人が一体となって連携しながら進めていく、支援していくという形を考えているところであります。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

今年度中に国が改定する予定となっている子供・若者育成支援推進大綱、これはどういうものになるのでしょうか。概略、概要をお知らせください。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

国が策定している子供、そして若者というふうな人を対象にして、例えばニート、ひきこもり、不登校、発達障害等

の子供・若者が抱える問題が深刻化している。これに対してどのように取り組むのかということを決めたものがございます。これが、子ども・若者育成支援推進法という法律に基づいたもので大綱が組まれているものであります。これが今年度見直しされると、改定されると。この改定というのが、若干具体的に申し上げれば、SNSなどを活用した相談体制の充実、SOSの出し方に関する教育の推進、孤立を防ぐための居場所づくりなどを盛り込むというふうにされてございましたので、これらが示されれば町としてどのように取り組むのかというものも具体的に検討し、対応していきたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

その大綱が、このコロナ禍における望まない孤独に対してどういうふうに効果といたしますか、あるんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

まだその具体的なものが詳細で示されておられませんので、私も何ともお答えしかねるところもあるんですが、まずその孤独というものが非常に問題になっている、例えばイギリスであれば、孤独担当相、孤独担当大臣というものも配置し取り組んでいるというふうな、いわゆる孤独というものが現代の公衆衛生上最も大きな課題の一つとして捉えている国もございます。そしてまた、今コロナ禍において、望まない孤独というものも顕在化していると。それに今のこの育

成支援推進法という法律に基づく子供・若者育成支援推進大綱の中に、それに対するいわゆる望まない孤独に対する取組というものも盛り込んでいくと。具体的なものを、先ほど申し上げましたとおり、まだ少ない情報ですけれども、SNSの相談体制ですとか、そういうものを盛り込んでいくというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

今課長おっしゃっていたように、イギリスは孤独対策が非常に先進的な国で、孤独担当大臣が二〇一八年からいます。日本では最近やっと与野党の提言もあって、菅総理大臣が地方創生大臣に孤独担当を兼務させるという、やっと今動き出したばかりです。不登校の問題、それから、大人のひきこもり、そして高齢者の閉じ籠もり、孤独は本当に今、社会問題ですので、これは長年適切な支援がなかった結果、例えばひきこもりの人たちもこれだけ多くの人になっているわけで、社会全体がそのことに関して正しく理解し、支援、それからコロナ禍の影響ももちろん注視していかなければならない課題だと私は思っています。

続いて、教育委員会にお聞きします。肥満傾向にある子供の割合、令和元年度が一三・三％、そして令和二年が一三・〇％とありますが、国や県との比較はどうでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

お答えします。

国や県の平均は毎年度、昨年度もそうですけれども、三月の末にデータの報告書が来ております。その結果、現状では元年度の国・県のデータしか持ち合わせておりません。元年度の当初の比較でよろしければお答えしますが、よろしいでしょうか。（「いいです」の声あり）国と県ですが、先ほど町長が答弁したのは町全体の小中学校の肥満率です。全国、国・県のデータは学年ごとで出ております。その中でも最も顕著な学年でよろしければ答弁したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「構いません」の声あり）

先ほども申しましたが、元年度のデータで一番顕著なのは、全国・県のデータと比較して藤崎町は突出して肥満率が高いです。男女一緒ですと、中学校二年生の男女が、全国の平均は八・八％、県の平均は一二・〇％、町の平均は一六・五％です。男女別に申しますと、男子では中二の男子が、国が九・六％、県が一二・七％、町が一九・二％、それから女子では、中一の女子が最も顕著でありまして、全国が八・五％、県が一一・九％、町が一七・一％であります。以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

何か、全体を通してのその一三％という数字も高いと思っていたんですが、一六％とか一九％とか、非常に肥満、これは藤崎町は大人の肥満も非常に問題になっているんですけれども、この間保健師さんにちょっとお聞きしたところによりますと、成長期は、例えば小学校のときに肥満でも中学校・高校で背が伸びると一旦肥満ではないかのように見えます。ところが、成長が終わると、つまり大人になるとやはりまた肥満になると。ですので、子供を肥満にしないということは長い目で見て本当に大事なことで、それこそさっき言いました広報ふじさきの認知症のことではないですけれども、認知症にも肥満が関わっているんじゃないかということも載ってございましたけれども、これは学校ごとの比較は

どうですか。各小中学校、高校。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

こちら学校ごとは令和二年度、今年度のデータでお答えいたします。藤崎小学校が全体では一三・七％、中央小が八・二％、それから常盤小が一三・七％、それから藤中が一・三％、それから明徳中が一八・〇％。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

何か総じて常盤地区が肥満率が高いようですが、要因は分析していますか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

要因はあくまでも推測なんですけれども、町全体として運動しない、時々運動する子、月に一日から三日、あるいは全く運動しないと答えている子供たちが二割ほどいます。ですから、まずはその運動不足が考えられますが、例えば先ほど常盤小の場合は、小学校の中では運動しない子供たちの率は一番低いです。小学校の子供たちの中では常盤小学校の場合を例に出しますと、先ほど申しました時々しか運動しない、全く運動しないという子供の割合が三小学校の中では常盤小学校が一番率が低いです。ということは一番運動している子供たちが多いということなんですけれども、

肥満率は高いということで、ですから運動していても肥満率が高いですので、要はあとは食生活が影響していると思われる。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

ちょっとバックからもそういう声が上がっていますが、私も推測ですけれども、三世代同居だとどうしてもそういうことが傾向としてはあるのかなと、これは全く推測です。コロナ禍における肥満傾向をお聞きしたんですが、身体測定を四月半ばに実施しているの、令和二年の四月なので、その後いわゆるコロナの影響でいろいろ休校や活動の制限を受けているので、今回はそのコロナによって肥満傾向がどういうふうに変化したのかは来年度の結果を見ないと分からないということだったんですが、私の手元に中央小学校の学校だよりがあります。これは令和二年十二月二十三日発行、二学期の最後、冬休みに入る前に出た学校だよりです。この中で横山校長が、「ステイホームの影響か、十月の身体測定で全校の肥満傾向が四月の二倍という結果も出ているので、生活習慣にもご配慮いただき」云々とあります。ということは、各学校ではコロナによる影響といいますか、そういうものを把握しているのでしょうか。それがまだ教育委員会には上がってきていないということですか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

教育委員会にはデータとしては、町長の答弁にもあったように、調査は四月から六月の間に実施しているものとして



データは上がってくるだけです。ただ、確認しましたところ、今議員がおっしゃったように、中央小は四月と十月に実施している。藤崎小学校は四月と九月、それから常盤小学校は四月と十月に二回、身体計測を実施しています。中央小は二倍ほどになっているということでしたが、藤崎小学校は影響ないですとのことでした。常盤小学校はむしろ減っているという話をいただいております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

そうしますと、コロナ禍における肥満傾向の変化、これは詳細は次年度を見ないと分からないということですね。それでは、学校保健としてこういう肥満傾向にある子供への指導はどのようなふうになされているのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

学校保健としてという、その定義というか、そこがどうかということがありますがけれども、その率が高い子供を個別に保健室に呼んで、運動不足を解消しなさいというふうには指導しているようです。あとは、それから小学校各校は休みにランニングとか縄跳びとか、そういう運動をさせていると。それから、際立ってというか、特筆できるのは、明徳中は全校をA班、B班に分けて、毎日なんです、週ごとに今週A班が掃除をする、来週はB班が掃除をするということで、A班が掃除をしている間は、その掃除の時間三時半から三時四十五分だったと思いますが、その十五分間を体育館で運動や、例を出せばグラウンドに出て運動をやるというふうに、そういうことをしております。

あとは、それは運動に対する指導ということなんですけれども、食に対する指導で見ますと、中央小配置の栄養教諭が各小中学校を巡回して、野菜を食べようとか好き嫌いをなくそうとか、栄養素と健康、食べ物と健康などの指導をしています。それから、中南地区連携推進協議会という弘前大学医学部医学研究科とか、あとは中南の教育事務所、それから弘大の教育学部、それから各管内の教育委員会で組織している中南地区連携推進協議会というのがあります。そこで健康教育という大きな柱を設けていまして、毎年、健康教育についての公開授業をします。今年度は朝陽小学校でしたか、朝陽小学校で実践をしたんですが、その健康教育の授業を公開して、先生方にも研修に参加してもらって、先生方の指導をして、先生方への学校での授業の指導のモデルとして公開授業を実施しております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

肥満は食生活が大きく影響するので、親を指導するのがいいとは思われますが、むしろ子供たちを指導したほうが早いのかなと。そうすると、食育でも健康についてでも、子供が今度親に教えるといいますか、学校でこういうのがあったからこうしたほうがいいんだよという、そういうふうな循環も考えられていくかと思います。

次に、コロナ禍における体力低下ですけれども、答弁だと影響はなかったと評価しているということですが、私は影響がなかったと結論づけるのは早いと思います。というのは、今まだ続いているわけですよ、コロナの影響が。これが終息するまで各種活動が制限される可能性は十分考えられますので、今後数年間は体力低下についても注視していく、観察していく必要があると思いますがどうですか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

もちろん今後、今の現状では影響はないだろうと、そんなに影響はないと学校側での評価もそのとおりだったんですが、もちろん議員がおっしゃるように、今後何年間は継続して注視しながらいきたいと思っております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○議長（小野 稔君）

すみません、私語を慎んでください。こっちまで聞こえております。

○四番（五十嵐 忍君）

よろしいでしょうか。コロナ禍での一斉休校が子供の心身に与えた影響についてですが、直接それが影響しているかどうか分かりませんが、今年も、小学生においては万引き、中学生においては生徒間暴力が若干ではあるけれども増加しているというお答えでしたが、いろんなストレスを子供たちが抱えている、そういう兆候かも分からないので、これから文科省でも大規模調査に着手するようですが、一斉休校はやはり過去にない歴史的な事案でしたので、ぜひ町としても専門家の力を借りて検証、そして追跡、何年間は一斉休校の影響だけではなくてコロナ禍の子供たちへの影響を追跡するべきだと私は思います。学業の遅れはいずれ取り返せるとは思いますが、心の問題はやはり早めに解決する必要があるので、ぜひ注視して見守っていただきたいとします。

最後に、関連でお聞きします。

○議長（小野 稔君）

内容を聞いてから判断します。

○四番（五十嵐 忍君）

今後、小中学生にコロナに感染した子が出た場合の休校の判断についてお聞きしますが、議長の許可をいただきたいと思います。

○議長（小野 稔君）

許可します。

答弁をお願いします。学務課長。

○学務課長（清野健志君）

先般の議会でも奈良完治議員の質問にもお答えしたと思いますが、もしコロナの陽性者が発生した場合、国や県の通達でも、一人二人が発生したからといって安易に臨時休業等をするなというふうに通達が出ております。町でもそれに従いまして、例えば一人二人出たからといって臨時休業とはしない方針であります。そして、例えば臨時休業するといったしましても、その最小の単位、クラス、学年、それから学校というふうに順次休業範囲を拡大していくということになります。例えば子供に陽性が発生したとしても、一人陽性が発生した、それに付随してと申しますか、陰性が多数いた場合は、陰性の場合は十四日自宅待機ということになりますので、そうなれば授業が成り立たない。インフルエンザのときのような授業が成り立たないというときもありますので、そうなれば陰性の多寡によっては学級閉鎖とかそういうふうなこともあり得ます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

県の通達、町の判断を私は評価します。科学的根拠に基づいて正しく恐れる。恐れ過ぎない、過剰対応をし過ぎない、過剰に対応することがひいては感染者への差別や誹謗中傷にもつながると思いますので、子供たちには特にぜひ正しく恐れるということ、そして恐れ過ぎている、あるいは過剰に対応している大人を子供たちにはきちんと見ていてほしいと思います。

以上で私の再質問を終わります。

○議長（小野 稔君）

これで四番五十嵐 忍議員の一般質問は終了しました。

再開時刻は午後一時とします。

休 憩 午前十一時四十三分

---

再 開 午後 〇時五十七分

○議長（小野 稔君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一番石澤貴幸議員に一般質問を許します。一番石澤貴幸議員。

〔一番 石澤貴幸君 登壇〕

○一番（石澤貴幸君）

皆様、お疲れさまでございます。

決して狙っているわけではございませんが、午後一の顔として定着しつつあります、議席番号一、石澤貴幸でございます

ます。

いよいよ日本でも対コロナウイルスのワクチン接種が始まりました。しかしながら、どのような効果がもたらされ、この先どのような生活様式になっていくのか、完全に元の生活に戻るのはいつなのか、いまだに不安は拭い切れません。一日も早い終息と感染者を悪者扱いしなくなる日を願うばかりでございます。

では、コロナ対策により対応され、この場での使用も許可されましたこのタブレットを早速活用しまして、通告に沿って質問させていただきます。

まずは一、発達障害の児童生徒への支援についてです。

今思えば、昔から普通学級にもいわゆる変わった子はいました。しかし、時代でしょうか。周囲の理解が足りず、その子は周りから孤立していたように記憶しております。そして、近年、発達障害者の人数は増加傾向にあります。どれぐらいかと申し上げますと、発達障害と診断され、通級による指導を受けている児童生徒の人数ですが、平成十五年で三・三万人であったのに対し、平成三十年では十二・三万人、年々少子化にもかかわらず、十五年で四倍近くも増えているわけであります。これは実際に支援を受けている人数でございます、その前の診断やカウンセリングといった医療機関で受診した人数ですと六倍に増えております。発達障害に対しての理解と認知度が高まったことによるものかもしれませんが、著しい増加傾向であります。

発達障害と一言で言っても、その症状や困り事は十人十色です。それぞれ子供によって様々ですが、いずれにせよ周りの理解が乏しいとコミュニケーションがうまくいかず、居場所を失い、そこからいじめや不登校につながったりすることも実例としてございます。

今回はこの発達障害に絞り込み、つまりは小中学校の児童生徒に対し、イ、町ではどのような支援取組をしているのか、現状の支援体制についてお伺いします。

ロ、支援をしていくための中核をなす町独自の支援センターの設置は可能かお伺いします。

次に、二、子供たちの安全を見守る体制についてです。というと広く取り留めのない話になってきますが、まずは、いわゆる子供一〇番について伺います。

一昔前になりますが、商店の店先にそのように書かれたものを目にしたことを思い出しました。また、子供安全パトロールと書かれたマグネットシートを貼った地元の商用車などもよく目にしました。ところが、気づくと、最近は全く見かけなくなっていました。商店が次々と廃業し、昔ほどの地域力が低下していることを考えれば仕方がないのかもしれませんが、先に言わせてもらえば、このように地域一体となって子供たちの安全を見守るシステムを復活したいという思いから質問させていただきます。

イ、子供一〇番の現状についてお伺いします。

次に、登下校の安全の話に移ります。

交通整理員、通称緑のおばさんですが、これもまたしかり、一昔前と比べると人数が減ったように見受けられます。子供は宝といいながら、このように衰退しては理由を聞かずにはられません。

ロ、交通整理員の現状についてお伺いします。

以上、壇上からの私の一般質問とさせていただきます。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

それでは、早速、石澤貴幸議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、発達障害の児童生徒への支援についてのイ、現状の支援体制についてお答えいたします。

町では、障害を持つ児童生徒の就学、教育的ニーズに応じた支援体制や教育内容等について適切な助言を行うため、医師などで組織する藤崎町教育支援委員会を設置しており、発達障害のみならず様々な障害を持った児童生徒のために最適な支援計画を策定しております。

学校においては、その計画に基づき学習指導をしており、さらに学校ごとに特別支援教育支援員も配置し、指導の充実に努めているところであります。

また、弘前大学及び中南教育事務所並びに管内の教育委員会で組織する中南地区連携推進協議会では、障害を持つ児童生徒への教師一人一人の指導力を向上させるため、平成二十七年から年二回ほど研修会や講演会を実施しているところであります。

次に、ロの町独自の支援センターの設置は可能かについてであります。ご質問の支援センターとは、通級指導教室のことと思われませんが、現在、弘前市、平川市、黒石市などの近隣市町村には、既に通級指導教室が設置されており、対応する教職員が配置されているところであります。

中南教育事務所に確認しましたところ、通級指導教室を新たに開設する場合、県費負担教職員の配置を増やすことはできず、市町村が単費で教職員を雇用することとなることから、現下の厳しい財政状況にあって、優先順位を勘案しながら様々な事業を展開している町の現状においては、町独自での通級指導教室の設置は、なかなか難しい状況であると考えております。

しかしながら、当町の学校においては、通常学級に在籍している児童生徒であっても、状況に応じて、特別支援学級で授業を受けることができる校内通級を実施していることから、その取組をさらに充実させ推進してまいりたいと考えております。



次に、子供たちの安全を見守る体制についてのイの子供一一〇番の現状についてお答えいたします。

町内における子供一一〇番の現状につきましては、活動としての実施時期は不明ですが、旧藤崎町において当時の町連合PTAが実施主体となり、児童の登下校時の見守りと、緊急時の避難場所の確保を目的に、ふだん自宅で仕事をしている商店や事業所等に協力を依頼し、「子供女性一一〇番の家」と明記した黄色い旗を各協力店に設置して見守り活動を行ってきたものであります。その後、時代の流れとともにPTA活動の事業が見直されたことなどから、自然と活動が消滅していったものと認識しております。

しかしながら、現在、青森県警察本部では、学校や通学路などにおける児童などの安全対策の取組として、五十の団体や事業所の協力を得ながら、「子供・女性一一〇番の店・車」活動を実施しており、子供や女性が被害者となる事件、事故や不審者、不審車両を発見した場合における被害者などの一時的な保護及び警察への通報、若しくは情報提供など、地域ぐるみで子供や女性の安全を守るための活動を行っているところであります。

町といたしましても、犯罪のない安全な社会の実現を目指し、地域の安全は地域で守るという意識の下、町民と一体となった取組を支援してまいりたいと考えております。

次に、ロの交通整理員の現状についてであります。町の交通整理員につきましては、県の補助事業の実施に伴い、学校や教育委員会と協議の上、小学校の通学路で交通量が多く危険度が高い箇所に配置し、児童の登下校時の安全確保を図ってきたところであります。

その後、横断歩道や信号機などの交通安全施設が整備、拡充されてきたことにより、県では平成十五年度末で市町村に対する補助制度を廃止し、交通整理員制度を廃止する市町村もある中、当町においては、町単独事業として制度を継続してきたものであります。

現在、町では各小学校に一名ずつの三名の交通整理員を採用しており、藤崎小学校は青森銀行藤崎支店前のロータリ

一に、中央小学校は東町の交差点に、常盤小学校は中川運輸前交差点にそれぞれ配置し、児童の登下校時の交通事故防止に努めているところであります。さらには、交通安全母の会、そして交通指導隊など、多くの団体等の協力も仰ぎ、子供たちの安全安心に努めているところであります。

以上、石澤議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより一番石澤貴幸議員に再質問を許します。一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

では、発達障害の児童生徒への町の支援体制について再質問させていただきます。まず答弁によりますと、藤崎町教育支援委員会を設置し、最適な支援計画を策定しているとのことでしたが、その藤崎町教育支援委員会について、メンバーはどのような方々で構成されているのか、また年間どれぐらい開かれているのかなど、詳しくお聞かせください。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

まず、委員会の組織体制ですが、まず支援委員会委員として、医師、それから県民局の職員、それから各保育所・幼稚園の園長、小学校校長、養護学校の教諭、保健師、十六名で構成されております。そして、実際に子供たちの状況を調査する部門として専門部会が配置されておりました、特別支援学級の先生、それから養護教諭で十名で構成されております。そして、その会議自体は年二回開催しております。まず六月十五日、毎年その六月に開かれておりますが、次年度に特別な配慮が必要と思われる児童生徒についての支援計画の作戦を、その委員会で教育長から諮問するという形

で開催しています。

実際の内容としましては、就学前の園児、それから中学校へ進学する前の児童、それから実際にもう在籍している小学校・中学校に通っている児童生徒の現状、それから、これから来年度に向けて支援計画を策定していただきたいということで、教諭、保健師等からの現状の説明があります。それから、現状説明と今後実施される調査結果を基に最終就学先とそれから支援計画も含めて決定するように諮問という形になります。その第一回目の会議が終わってから次の第二回の会議で、その調査結果を基に各支援委員からの助言を受けて最終就学先の判定を決定するわけですが、それまでの間に支援委員会に上程された園児、児童生徒について、特別支援学級の先生と養護学校の先生が調査、それから養護教諭などが調査して、その結果をその第二回の十月二十六日の会議に調査結果を上程するということになります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

ありがとうございます。まずは、今伺った藤崎町教育支援委員会で話し合われることがその支援への第一歩、入り口であるということですね。発達障害者支援法の改正により、責務として市町村にも課せられた相談体制というものはあるようです。

さて、私は聞きたいことだけをシンプルにをモットーとしておりまして、私が今回取り上げて質問に立った核心に入ります。発達障害の子を持つ保護者から相談を受けました。中学生になったら通える通級指導教室がないということです。小学生のときは、当時の中郷小学校にあった通級指導教室に通うことができました。そこで支援プログラムを受け、それを小学校の先生と共有することで、本来の学級でも大した問題もなく過ごせたそうです。しかし、中学生になると、

学区外は支援できないとの理由で打ち切られたそうです。私も調べましたが、その間、弘前市にも中学生を対象とした通級教室があるようですが、では質問です。藤崎町の中学生はここを利用することができますか。近隣に利用できる通級指導教室はありますか。お願いします。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

現状では、中学生が利用できる通級指導教室は近隣では弘前市のみです。弘前の東中学校と津軽中学校で実施しております。しかし、残念ながら対象生徒は弘前市内の生徒に限るということです。

以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

やはりないようです。私は、その本来通うべき中学校とは別の場所に居場所をつくってほしいのでは決してありません。基本的に普通学級で授業を受ける、インクルーシブ教育には賛成であり、そのためにも保護者が支援を望むのであれば、通える通級指導教室があって当然と考えております。

であるからして、次の口で、町独自の設置を質問したわけですが、町独自ではやはり難しいとのことでした。であれば、既存の弘前市の東中通級指導教室が利用できるように要望していくとか、また同じ事情を抱える近隣の町村広域での設置を目指すべきではないでしょうか。これについていかがですか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

今様々な事案で、例えばごみ、環境問題、あるいは消防、広域連合、介護をひっくるめて、観光もそうであります。様々な事案について、広域できるものは広域でというような考え方で、八市町村の首長も、そして議会の皆様もご一緒しているはずでございます。ただいまのお話でございますけれども、現状で、例えば藤中、あるいは明徳中にその教室が設置できないとするならば、広域で可能にするための最善の努力は我々の使命であります。よって、よく教育長、そして教育委員会と協議しながら、早い時期にそういう子供たちが普通の環境で、近場でできるような体制を整えるための努力はしていきます。もう少し時間をいただきたいと思います。

○議長（小野 稔君）

教育長いいですか。（「今の答弁と同じ答弁です」の声あり）はい、分かりました。

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

前向きな答弁ありがとうございます。ちょっとうるっとしましてパッドが見えなくなりまして、ありがとうございます。ぜひ、これからまた増えていく発達障害の子供たちのために実現していただくよう、よろしく願い申し上げます。

データとしてもう一つ、平成三十年の通級指導教室に通っている小学生は十・八万人に対し、同中学生は一・四万人に過ぎません。恐らくですが、このデータから、本当は支援を受けたいのに中学生になって打ち切られているケースは相当だと思われれます。私の訴えにより、今後の支援体制に一石を投じられることを切に願い、発達障害への町の支援体制に関する再質問を終わります。

では続きまして、二の子供たちの安全を見守る体制について再質問させていただきます。

まずは、イの子供一〇番についていろいろ調べてくださってありがとうございました。そして、当時の町連合PTAが主体となって実施していたことを知り、何も知らず質問していたことに赤面しております。答弁では、諸事情によりこの活動は自然消滅したとのことでした。がしかし、現在、青森県警の取組として、その「子供・女性一〇番の店・車」活動と、五十の団体や事業者の協力を得ながら実施していると答弁の中でありましたが、私は知りませんでした。町内で見かけないからです。まず、その協力している五十の団体とはどういったところでしょうか。全部でなくても主なところでいいのでお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

青森県防犯協会連合会、青森県石油商業組合、青森県理容生活衛生同業組合、青森県美容業生活衛生同業組合、東北たばこ販売協同組合、青森県タクシー協会、青森県柔道整復師会など、合わせて五十の協力団体があります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

言葉なのになぜか漢字が多くて、何かいまいちイメージが湧かなかったので、ずばり藤崎町ではどういったところでしょうか。お願いします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

町内では組合加入している理容店、また整骨院、たばこ販売店などが店舗の入り口に表示板を置きまして、協力店ということの活動をしているということでもあります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

要するにぼつぼつとあるようですね。そこに通うことがなければ気づかないのかもしれませんが。つまりは、実体が見えないということになります。だからこそ質問しているわけですが、こんなことがありました。真冬日の雪が降り積もる午後七時頃、とある電話ボックスを車で通りかかったところ、明德中学校の生徒がその電話ボックスを何度も開けようとするが明かずに困っていました。すかさず声をかけて私も挑戦したんですが、凍りついたドアは一向に開きませんでしたので、私の携帯電話を差し出し用を足してもらいました。どうやら中学校に迎えに行った保護者とすれ違い、家についたが鍵がかかっている。一方、保護者は中学校でひたすら出てくるのを待っていた。そういう状況でした。私が通りかからなかったら、あの雪の中どうしたのでしょうか。家は聞かなかったのですが、すぐ近くとは限らないので、出会うにはもっと時間がかかったかもしれません。また、うちの子の友達が休みに遊んでいて、近所で結構なけがをして助けを求めに来ました。などなど、私は事件や不審者など防犯の観点はもちろんのこと、このように助けが欲しいときにこそ子供たちが駆け込める場所が必要と考えています。もっと重大な命にかかわるようなことならなおさらです。

ですので、壇上でも申し上げましたが、復活させたいと考えております。答弁でおっしゃった地域の安全は地域で守ると町長おっしゃいましたが、もっともだと同感しておりますが、しかしながら、またP T A主体で立ち上がっても、それこそお金がないですし、また自然消滅する可能性もありますしと。やはり長く継続していくためには町が主体となって、P T Aや商工会、町内会など、その他いろんな団体などが協力するという形が望ましいと思っておりますが、これについていかがでしょうか。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

石澤議員におかれましては、いわゆるもっと若いときから、今も若いですがけれども、現役でP T A活動を現場でやっておりますので、熱い思いをひしひしと感じているところでございます。子供一一〇番、女性一一〇番、これはあればそれにこしたことはないと思っております。しかしながら、我が町では、行政連絡委員、あるいは地域に根づきたいいわゆる交通指導隊とか、要は母の会、まだいますけれども交通安全母の会とか、あるいは防犯指導隊とか、様々な団体がいて、そして、町内会でも、春、秋になれば街頭に立って子供たちへ交通安全を呼びかけている、あるいはドライバーに呼びかけている。それを強固なものにしていけば、町民の皆さんにもやっぱり浸透していくだらうとそう思っているところでございます。

一人一人の町民がその辺を歩いている子供たちを我が子と思い、孫と思えば、全ての目配り、気配りを町民全体でやっていくと、そういう意識を醸成するためにやっぱり横の連携をもっともっと密にして、ここは総務課の担当でございますけれども、全庁挙げてそういう意識を醸成するために、もっともっとさらにセミナーとか教室とか、あるいは親の交通安全の教育も、あるいは保育所・幼稚園、低学年、やっぱり親の交通安全意識もしっかり子供に伝える、それが肝



要だと思いますので、機会あるごとにさらに充実させていただきたいとそう思っております。それで、あまりいいように進まないとなれば、今石澤議員がおっしゃったいわゆる子供・女性の一〇番設置のために邁進していかなければならないときが来るかも知れません。当面はあらゆる団体と横の連携を密にして、みんなして町の宝である子供たちを見守り育てていく、そういう意識を醸成に最善を図っていきたいとそう思っております

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

町長、ありがとうございます。私は何といたっても地域で守っているという姿勢が大事だと思っております。最近の子供たちは地域とのコミュニケーションが希薄になっているのでなおさらです。きっと子供たちへのこのような取組に関してはみんな協力するはずです。ぜひ前向きな検討のほど、よろしく申し上げます。

では、次に移ります。口の交通整理員の現状について再質問させていただきます。答弁によりますと、その県からの補助が十七年前に廃止になったにもかかわらず、町単独事業として継続しているとのことでした。では、県内でこのように独自に継続している市町村はどれぐらいありますか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

県内四十市町村中、当町も含めまして十七市町村で交通整理員を配置しております。ただ、そのうち定期で配置している市町村は当町も含めまして十二市町村でありまして、その他の市町村は不定期で、いわゆる授業や行事等があった

場合などの配置をしているということでもあります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

定期というのは毎日ということですよ。十二件、意外や意外、毎日立っているのが県内たったの十二件と、その少なさに啞然としてしまいますが、思い直して逆に言い換えれば、継続している町を評価するとともに、そして感謝を申し述べる次第でございます。

さて、県内における現状も見えてきました。では、その交通整理員の報酬についてお聞きします。報酬が決められていると思いますが、どれくらいですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

整理員につきましては町の会計年度任用職員ということで、時給八百五十円ということですよ。

以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

時給八百五十円と今おっしゃいましたが、一日どれぐらい、何時間立つんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

一日四時間以内というふうに取り組をしておりますが、通常午前午後一時間程度で二時間であります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

二時間ということは一日当たり現状で千七百円ということですね。雨の日も風の日も吹雪の日も、冷え込む朝から立ってもらって、午後も立たなくてはならないので、時間に間に合うようにしか出かけることもできず、そんな時間的な制約があるにもかかわらず一日千七百円は、私は安過ぎると思います。リスペクトも何もないと感じております。何とかもっと上げることはできませんでしょうか。いかがですか。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

それこそ登下校時合わせて一日二時間ということですので、それ以外は例えばパートとか別な仕事もできます。この人たちはお金のためにやっているのではないのですよ。子供たちが安全に登下校をしながら、やっぱり子供た

ちと接したいという気持ちも過分にあります。よって、例えば任用職員であればこの交通整理員に限らず、様々な課、あるいは給食センターとかありますので、その辺のバランスもありまして、全体的に引き上げるときは引き上げなければならないし、据置きというところもあろうかと思しますので、今後、例えばの話、寒さ対策とか冬期間はプラスにするとか、その辺は担当課と検討させていただきたいと思います。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

少しでも何とかお願いします。では、今立っているほかにも危険箇所があるのは事実でございます、その各学校から要望があれば、増員することは可能ですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、信号機や横断歩道などの交通安全施設の整備が大分充実してきたということで、またスクールバスの範囲拡大などもありますので、各小学校一名というのを基本としております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

分かりました。今日は素直に分かりました。とにかく、今立ってもらっている方々をもっと大事にしてもらいたいです。辞められたり、後継者が見つからないなどの事態になりかねません。私も何度も立ち、交通整理員の必要性を認識しております。これからも継続していただきたいし、そのためにも報酬の面で優遇することを要望し、これにて私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（小野 稔君）

これで一番石澤貴幸議員の一般質問は終了しました。

換気及び消毒のため休憩いたします。再開時刻は午後一時五十分といたします。

休 憩 午後一時三十七分

---

再 開 午後一時四十八分

○議長（小野 稔君）

時間前ですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三番阿部祐己議員に一般質問を許します。三番阿部祐己議員。

〔三番 阿部祐己君 登壇〕

○三番（阿部祐己君）

議席番号三、阿部祐己でございます。

議長より、登壇発言の許しがありましたので、通告に沿って質問してまいりたいと思います。

まずは、本年三月をもちまして退職される役場職員、そして、定年退職される総務課長、上下水道課長、出張所所長、そして、早期退職される給食センター所長につきましては、長きにわたり町発展のためにご尽力いただき、大変お疲れ

さまでございました。改めて感謝申し上げます。今後も、藤崎町発展のためにご意見やアドバイスなど賜りますよう、よろしく願いいたします。これからも益々のご活躍をお祈りいたします。

さて、今年は何れも二〇一一年三月十一日、東日本大震災が発生してから十年という節目の年であります。未曾有の大災害は、全国で約一万九千六百名の命を奪い、二千五百二十八名の行方が分かっておりません。つい最近も、東日本大震災の余震と思われる大きな地震もありました。自然災害は人々の生活をいとも簡単に奪っていきます。今回、余震があり、改めて防災意識を高めることが必要であると気づかされた次第であります。

そして、これです。一年以上も続く新型コロナウイルス感染症です。現在、日本での感染者合計数は約四十三・四万人、死者数は約八千人、青森県でも感染者合計数は八百人を超え、死者数は二十名となっております。最近では、全国の感染者数は一月半ばあたりから減少傾向となっておりますが、それ以上減ることはなく、下げ止まり状態であります。緊急事態宣言が解除された場合のリバウンドには十分注意が必要とされています。そのため、全国、いや世界中で新型コロナワクチンの接種が今始まっております。新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止することが期待されています。

そこで、今回お聞きするのは、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

まず、ワクチン接種について、町民への周知啓発についてお聞きいたします。

次に、ワクチンの接種体制についてお聞きします。

そして、接種順位、これについてお聞きいたします。

国では、特別定額給付金から始まり、様々な給付金事業を実施しています。県内では少ないですが、都会のほうでは飲食店をはじめとする様々な業種の事業者が事業廃止に追い込まれているのは事実であります。新聞やニュースを見ますと、緊急事態宣言もあり、給付金だけでは足りないなどのニュースもよく見られます。

そこで、お聞きするのは、藤崎町での中小企業者支援対策についてお聞きするものです。支援状況はどのようになっているのか、これをお聞きいたします。

次に、空き家対策についてです。

全国的にも社会問題となっているのがこの空き家です。景観を乱したり、衛生面や防災面、防犯面などの問題を起こしたりする空き家も目立つようになってきました。二〇一五年には空家法が施行されるほどになりました。空き家対策の第一歩は、市区町村などが空家等対策計画を策定することから始まっています。空き家かどうかの実態把握や空き家の所有者の特定をする必要がある。その上で、それぞれの計画に基づき具体的な対応を打ち出していく必要があるのです。今は、空家対策特別措置法や空き家バンクなど、国や地方自治体も増え続ける空き家に対し、空き家対策に乗り出しています。

そこで、今回聞くのは空き家バンクについてです。空き家バンクの現状についてお聞きいたします。

最後に、行政運営についてお聞きいたします。

来年度の重点事業についてお聞きしまして、壇上からの私の質問といたします。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

阿部祐己議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてのイのワクチン接種についての町民への周知啓発についてお答えいたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種に関する状況につきましては、毎日のようにめまぐるしく状況が変化しており、準備を整えるに当たり、難しい現状となっております。

先月の議員全員協議会においてご説明した段階では、三月初めに町民向けの周知をする予定としておりましたが、次々と状況が変わる中、現時点においては、接種日程を皆様にお示しすることができないような状況となっております。

しかしながら、我が町におけるワクチン接種をどのように計画しているのかにつきましては、不安に思われている多くの町民の方もいらっしゃいますから、今月中旬には接種体制などの概要を皆さまにお知らせしたいと考えております。

次に、接種体制についてであります。当町のワクチン接種体制につきましては、ときわ会病院における集団接種及び個人病院二か所での計三か所において実施を計画しているところであります。

ときわ会病院におきましては、先月の全員協議会においてご説明したとおり、病院南側の施設を活用し、一日二百件程度の接種を、また、個人病院におきましては一日五十件ずつの接種とし、合わせて一日三百件を目標に実施する旨想定しており、現在、細部について協議、調整を行っているところであります。

また、集団接種に係る体制といたしましては、会場の配置人員に加え、町職員がカバーするなど、全庁挙げた体制で取り組む予定としており、接種会場までの輸送手段につきましても、バスやタクシーなどの手段を検討しているところであります。

次に、接種順位についてであります。国の方針といたしましては、六十五歳以上の高齢者、基礎疾患のある方及び介護施設従事者、そして、十六歳以上六十四歳以下の一般の方々の順で接種することとなっておりますが、ワクチン確保の問題等の影響により、高齢者の方々への接種につきましては、全国一斉ではなく、一部自治体における試行的な開始及び年齢や地域別での段階的な接種など、当初の計画が大きく見直されているところであります。

町といたしましては、国の指示に従いつつも、町民の皆様を混乱させることのないよう、予約の受付や情報提供に努



めつつ、高齢者施設での巡回接種やワクチン供給量に応じた柔軟な対応により実施できるよう検討を進めているところ  
であります。

次に、口の中小企業者支援対策についての支援状況についてであります。町では、昨年五月から新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小事業者に対する様々な支援を実施してきたところであります。

まず、藤崎町飲食業者緊急対策支援金給付事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和二年二月以降の月売上高が前年同月と比較して三〇%以上減少している町内飲食業者に対し、一律二十万円を支給しており、これまで三十四件の実績となっております。

また、藤崎町新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金といたしまして、令和二年四月二十九日から五月六日までの青森県における緊急事態措置等による休業要請を受けて休業等を行い、県協力金の支給を受けた町内事業者に対し、町協力金として一事業者につき五万円を上乗せして支給しており、これまで三十八件の実績となっております。

さらに、藤崎町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付金事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、特に大きな影響を受け、事業活動に支障が生じている町内事業者に対し、国の持続化給付金の給付を受けてなお不足する額に対し、法人等に二十万円、個人事業者等に十万円を上乗せして支給を行っており、これまで法人等六十一件、個人事業者等百九十八件の実績となっております。

また、藤崎町中小事業者経済対策支援金給付事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和二年二月以降のいずれかの月売上高が前年同月と比較して三〇%以上減少している飲食業者を除く町内の事業者に対し、事業継続のための経済支援を行うことを目的として、法人等に二十万円、個人事業者等に十万円の支給を行っており、これまで法人等が七十四件、個人事業者等が百二十五件の実績となっております。

全体といたしましては、上記の四事業により、総数五百三十件、総額六千七百九十八万四千円の支援金を給付し、中

小企業者に対する経済対策支援を行っているものであります。

次に、空き家対策についてのこの空き家バンクの現状についてお答えいたします。

町では、弘前定住自立圏構成市町村と連携し、空き家・空き地を有効に活用するため、弘前圏域空き家・空き地バンク事業に取り組んでおります。

空き家・空き地バンクでは、空き家・空き地を売りたい、または空き家を貸したい所有者の物件を、空き家・空き地バンクに登録し、ホームページにその情報を公開しており、情報を見て買いたい、または借りたいという利活用希望者と所有者との橋渡しを行っているところであります。

町内における空き家・空き地バンクの利用状況につきましては、今年度当初において、空き家の売買物件が一件、空き家の賃貸物件が一件、空き地の売買物件が一件の計三件が登録されており、その後、空き家の売買物件が一件成立、空き地の売買物件の登録が一件追加されたことから、現在は、空き家の賃貸物件が一件、空き地の売買物件が二件の計三件が登録されている状況となっております。

今後も、空き家・空き地バンクへの物件の登録や利活用希望者からの相談等について随時受け付けし、丁寧な対応と広報等による周知により、さらなる利用拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、行政運営についてのこの来年度の重点事業についてであります。令和三年度の重点事業につきましては、まず、新型コロナウイルス感染症への対応、とりわけ、町民へのワクチン接種について万全を期すことが最重要課題であるとともに、このような状況下におきましても、従来からの行政課題についての的確に対応することが必要であると考えております。

まず、懸案でありました藤崎中央小学校改造事業につきましては、二か年をかけ、約四億円の事業費を予定しており、初年度に関しましては、国の三次補正に対応し、繰越事業として実施するものであります。

また、奈良議員のご質問にありましたが、旧弘前実業高等学校藤崎校舎の利活用につきましては、基本計画等策定業務に着手し、これまで検討してまいりました内容をより具体的なプランとするほか、これまで積極的に推進してまいりました地方創生事業につきましては、推進交付金を活用した「まち・ひと・しごとの未来デザインLABO始動プロジェクト」などを展開し、生き生きと活力あるまちづくりを推進していくこととしております。

このほか、人口減少対策を推進するため、新たに結婚新生活支援事業を実施するなど、若者世代を支援するとともに、藤崎町の未来を創造する人材を育成するため、中学生国際交流事業などのソフト事業も積極的に展開してまいりたいと考えております。

また、町民の健康的な生活に寄与するための特定健診やがん検診、生活習慣予防事業を実施するほか、生涯スポーツと連動した健康づくりや高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組などについて積極的に推進することとしております。

なお、今年度は、新型コロナウイルスの影響により、おおむね全ての行事、イベントなどが中止、自粛となっておりますが、来年度におきましては、感染対策を講じつつも、商工業などの地域経済を活性化させ、笑顔あふれる地域コミュニティ活動を支援し、きめ細かな施策を展開してまいりたいと考えております。

以上、阿部議員の質問に対する登壇での答弁とさせていただきます。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより三番阿部祐己議員に再質問を許します。三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

それでは、これより再質問をさせていただきます。

まずは、ワクチン接種についての町民への周知啓発についてです。周知啓発については、町長が答弁でも言っておりましたが、まだ国よりワクチンの数量や、そしていつ届くのかもはっきりしないところもありますので、なかなか答えにくいところもあると思いますが、分かる範囲で結構ですのでお答えできればと思っております。答弁では、今月中旬にはお知らせしたいとしておりました。それでは、いつどのような形で町民に周知するのか。そして、併せてどのような項目を周知していくのかをお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

まず、方法といたしましては、今月の十五日の広報お知らせ号に折り込む形でA四判一枚物のチラシをお配りさせていただきたいと考えております。そして、その内容について、項目についてということでしたが、接種対象者、それから接種方法と会場、それから接種開始日、予約、接種会場への送迎、相談窓口、以上の六項目についてお示ししたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

ありがとうございます。まだ未定であるというところもあると思います。今お答えいただいた接種計画の項目ごとの詳しい内容をどのような形でお知らせするのか、そこをお願いします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

まず、接種対象者でございます。現在のところは町に住所がある十六歳以上の方、これにちょっと付け加えますれば、今のところ、ファイザー社のワクチンなど、十六歳未満の児童に対する治験が完全ではないということで推奨されておられませんので十六歳以上としておりますが、今後このワクチンのいわゆる治験が進み、十六歳未満も問題ないということになればこれは変わる可能性はございますが、現段階でお示しする接種対象者は町に住所のある十六歳以上の方ということでございます。

続きまして、接種方法と会場でございます。方法としましては集団接種と個別接種、両方を予定してございます。集団接種につきましては、これまでもお示ししてきたとおり、ときわ会病院の南側の旧東洋医学館多目的ホールを活用させていただいての集団接種、それから個別接種につきましては、町内の二医療機関、せきばクリニックさんと樽沢医院さんのご協力を得られるということで、合わせて三施設での接種を予定してございます。

それから、次に接種の開始日でございます。これについては再三申し上げておりますとおり、まだ具体的にいつからということをお示しすることはできませんので、チラシには現在のところ未定ですということに記載したいと考えてございます。

次に、予約でございます。これは電話、役場のほうにコールセンターを設けまして、フリーダイヤルの電話で予約を受け付けるという形を予定してございますが、この受付の開始日につきましてもまだ現在のところでは未定ということでございます。

続きまして、接種会場への送迎でございます。これについては、接種会場との往復をバスなりタクシーなりの送迎を出すという方向で検討している。送迎車を運行しますとお示ししたいと思っております。

それから、相談窓口でございます。これにつきましては、役場に相談窓口を開設していると。ワクチン接種に関する疑問やご質問などがありましたらお気軽にお問い合わせくださいという内容。

そして、最後に、まだ決まっていないことにつきましては、後日郵送する通知書と接種券、クーポン券というものと併せて通知書をお送りしますので、そちらでお知らせしますと。

そして、最後にワクチン接種は決して強制ではありませんが、コロナを終息させるためご理解とご協力をお願いしたいというふうな内容のチラシをお配りすることとしてございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

ありがとうございます。十五日のお知らせ号でということ、いろいろな項目にわたって内容を、未定なところもありますけれども、お知らせしてくれるということでありました。

それでは、接種体制についてお聞きいたします。先ほどお答えいただきましたが、個別接種については、今回せきばクリニックさんと樽沢医院さん、そして集団接種についてはときわ会病院さんということでありました。この中で、三か所接種会場があるわけですが、一般町民はこの三か所を選べるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

先ほど申しました接種会場は三か所ございます。そのチラシに記載している内容に、先ほど申し上げませんでした、ときわ会病院の特設会場、集団接種はどなたでも受けられますと記載する予定でございます。それから、個別接種のせきばクリニック、樽沢医院につきましては、両クリニック医院の院長先生とも協議させていただいた結果、「かかりつけ医とされている方など」というふうに決めたんですが、かかりつけ医とされる方であれば、せきばクリニック、樽沢医院で接種ができます。そして、もう一つ、「など」というふうにつけたのは、これは先生との話合いの結果なんですけれども、かかりつけ医は例えば弘前市の医院でありますけれども、インフルエンザなどの予防接種は毎年例えば関場先生でやっている、樽沢先生でやっている、そういう方であれば受けることは可能というふうな形で今考えておりますので、選べるのかといえれば選ぶことは可能ですが、条件というのはちょっと言い方が厳しいかもしれませんが、町長の答弁でもお話ししたとおり、集団接種会場は目標一日二百、そして個別接種機関はそれぞれ五十という、これは予約も、一般診療をしながらというところもありますし、時間で集中してもまずいというふうな予約の取り方もいろいろこれから調整してまいりますけれども、それぞれの限界もありますが、選べる範囲としてはかかりつけ医、もしくはインフルエンザなどの予防接種をしている方は個別接種可能ですという内容で考えているものでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

ありがとうございます。かかりつけ医の方が受けられるとしておりました。基本的には病院に来院された方のみとい

う考え方でよろしいかと思えます。分かりました。

ときわ会病院での集団接種会場では、配置人員として町職員を起用すると先ほど町長の答弁でもありましたけれども、この人数、何名ほど配置する予定なのか、分かっていたらお知らせをお願いします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

ときわ会病院の集団接種会場、まだ会場が設営できない関係で、机上のレイアウトではあるんですが、ときわ会病院さんと協議させていただいた結果、スタッフは三十名弱、二十六名ほど必要だと考えてございまして、そのうちの半分の十三名程度を臨時職員も含めてですけれども町職員でカバーすると、動員するというふうに現在のところ考えているものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

半分以上を町職員ということは、もう半分はどういったところをお願いするつもりでいるんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）



内訳といたしましては、まずはドクターなどの医療スタッフ、これがときわ会病院のドクターと看護師で七名、それから健康推進員のご協力もいただきたいということで現在考えておりました。これは業務内容を申し上げれば、個人情報に触れるようなことのない案内・誘導というふうなところに今呼びかけをしてございます。それが四名。あと、それからこれは外の誘導、駐車場整理、それからときわ会病院の裏側というところ、看板なども設置はいたしますけれども、誘導も必要なのかなというところで、そういうところへ配置するのはまた業者の委託なども二名ほど考えている。合わせて二十六名中職員が十三と想定しているものでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

分かりました。ありがとうございます。

そして、送迎についてもありましたが、接種会場までの運送手段もバス、そしてタクシーでの送迎も検討しているとしておりました。ということは、バスで送迎するというのであれば、町内単位の団体で団体接種ということも考えているのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

それこそ、そのワクチンの数がいつどれだけ入るのが分からなければ正確な計画というものはつくれないんですけ

れども、我々が想定しているイメージとしては、町内単位一日三百という数に比較的近い、地域も近いところを割り振りし、例えば今確定申告をやっていますが、何月何日はどこというふうなあんなイメージで地域を絞り、そして予約も集団接種であれば一時から三時という間に一時間単位で五十人程度の予約が入るようなシステムを構築し、そしてバスを利用するかしないかもコールセンターの予約の際に確認をし、それをシステムで何月何日何時の接種、そしてバスを利用する人はどれだけあるのかというのはシステムで確認できるようにして、その数に合わせてバスなりタクシーなりの人員に合わせたものを現場に届け、シャトル運行をするというふうなイメージで考えているものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

送迎については、しっかりとしたシミュレーションなどもしておかなければ結構大変な業務かなと思いますので、そういうところはよろしくお願いします。シミュレーションといえは、県内でも接種訓練をしている自治体が何件か新聞報道やニュースなどで見受けられますが、藤崎町でもこの接種訓練などは今後考えているのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

会場の設営が整い次第シミュレーションをし、町の職員も含めた訓練というのは早ければ三月の下旬、四月の中旬には何回か実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

ありがとうございます。

続きまして、接種順位についてです。全国の介護施設関係者の間でも問題になっているのが介護者及び介護施設従事者の優先接種、これについて町でも柔軟に対応できないものなのか、これをお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

町長の答弁にもございましたけれども、基本的には国が示す優先順位というものがありますが、柔軟な対応もしていいということであれば、それともう一つはそのワクチンが幾ら届くのかによって、例えば一箱千回分しかないのに六十五歳以上の方全部に通知をご案内差し上げたところで混乱を招くし、延びるだけだと。その数にもよりますけれども、今議員のおっしゃる介護保険の施設などを優先するというのも当然あり得るものと思っております。

現在、町にそういう入所施設、介護と障害も含めて十七施設ございます。そちらのほうに調査を今して回答待ちの状況でありますけれども、巡回接種という先ほど言葉もご説明させていただきましたが、ドクターが施設に出向いて、施設の入所者併せて従事者も接種することが可能なかどうかということも現在調査して照会中でございます。そのためには、嘱託医、あるいは協力医というものがいらっしゃるかどうか。その先生が今回のワクチン接種の集合契約とい

うものに手を挙げていらっしゃるのかどうか。施設に出向いての接種をすることがいつできるのか。住所のある方、ない方、従事者でもある方、ない方、そういうふうなところを今照会中でございます。

それを受けて取りまとめた、そしてワクチンがいつ来るのかによっては施設入所者、従事者併せて先行する接種も想定はしていると。いわゆる柔軟な対応をしていく。それが優先することになれば、ワクチンが十分確保されるのであれば六十五歳以上の高齢者から始めるというのものもあるだろうし、そういう後期高齢者から先にやるというふうなものもあるでしょう。そういうワクチンの確保、供給量がどれくらいなのか、いつなのか、そういうものに柔軟に対応できるような検討を今していると。いずれにしても、その施設というものを現在照会中で、それを取りまとめた上では対応できるように今進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

ありがとうございます。介護者の方々はやはり接種会場に移動できないという方もいると思います。先ほどの話でも巡回接種もあり得ると。そして、その場合は先ほど個別接種を引き受けてくれた関場先生や樽沢先生も入っていますし、それ以外のお医者さんも入っているということによろしいでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、その接種できるドクターというのは国が取りまとめている、ワクチン接種できますか、できませんかというものに手を挙げたドクターということになります。十七施設が町内にございますけれども、全ての施設の協力医・嘱託医が町内の医療機関とは限りません。現に、ときわの施設で嘱託医は浪岡ですというところもきいてございます。そのドクターが手を挙げていらっしゃる、接種可能な方であればそれはできますし、できないのであって、なおかつ施設内で接種したいということになれば、別なドクターを探さなければいけないということはありません。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

まあ、とにかくにも国からワクチンの数量がたくさん入ってくれば問題ないんでしょうけれども、なかなか数量自体どのくらい入ってくるかも、いつ入ってくるかもまだ分からない状態ですので、そこを早く入ってくることを期待して、接種のほうが始まっていけばいいなと思っております。

続きまして、中小企業者支援対策についての支援状況についてお聞きいたします。飲食店やその他事業者については、まだ経営が厳しい方々もいるのではないかと思うところもあります。今後に向け再び支援をするということは考えているのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

感染症の影響の中でご苦労されてきた事業者もいらっしゃると思います。そのような中であって、当町では今年度は先ほども述べました国・県のかさ上げにより、他市町村と比較し厚めの手当てを行ってきたと考えております。また、このほかにもプレミアム商品券の発行や買物の周遊と事業者の人気投票を兼ねたイベント、ふじめぐり選挙を行い、消費喚起、事業者支援を通し、経済の活性化を図っております。そして、今後令和三年度においては、令和二年度で県が実施した県特別保証融資制度を令和三年度は町と連携して取り組むこと、また、ふじめぐりに関しましては消費者・事業者のためにも引き続き行っていく予定でございます。

また、近隣の状況を確認しておりますが、現在のところ大きな動きはなく、当町としては関係する事業者等の状況を見ながら、かつ国・県とも連動し、必要に応じ適宜対応していければと考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

このコロナ禍の中、経済活性化を図るためのイベント開催など、いろいろ考えているということでありましたが、開催していただければ、事業者としてはすごくありがたいということです。ただ、この感染対策をしっかりと示して開催することをお願い申し上げます。

次に、支援対策の関連ですけれども、町内ねぷた運行の団体にも支援金が出ていると思いますが、これは何団体で総額幾らになったのか。そして、併せて議会初日の提案理由でもありましたが、成人式への補助も出ておりました。確認の上で、この成人式への該当者数と、そして支援総額、これをお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

私のほうからは、ねふたの活動維持支援金についてお答えさせていただきます。

昨年度、残念ながらねふたは合同運行できなかったということで、準備をされた団体もたくさんおられ、それを来年につなげるために行った事業でございます。全部で大小ございますが十七団体、一律で五万円で八十五万円の支援を行っております。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

成人式の関係についてお答えいたします。

対象者数が、藤崎が七十一名、常盤が五十六名、百二十七名に対しまして、参加予定者が藤崎が三十四名、常盤が三十名で、県外が十名、合計で七十四名の参加者に対しまして、男性であれば三万円、女性であれば十万円となっております。まして、合計で四百七十四万円を支給するということとなります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

ありがとうございました。

続いて、空き家バンクについてです。

空き家バンクのホームページも見させていただきました。答弁でも言うておりましたが、藤崎の登録件数がやはり少ないと。経営戦略課の前のカウンターにも空き家バンクのポスターなど貼っておりましたが、この登録件数を増やすために空き家対策、そして空き家バンクの今後の展開をどう考えているのか。これをお聞かせください。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

確かに議員のおっしゃるとおり、登録件数が低調であると認識しております。強化が必要であると考えております。つきましては、まず、登録者数強化のために、新年度に入りましたら総務課と連携して、空き家の台帳を活用して直接所有者と関係者に文書でバンク登録を依頼し、登録件数の増につなげ、空き家・空き地の動きの活性化を促したいと考えております。

次に、移住対策としての強化を行いたいと。ただいま、町では新たな地域おこし協力隊の募集を進めております。今回の協力隊の募集に際しましては、主に移住交流をテーマとした募集をかけております。私どもの意向といたしましては、こういった協力隊の方々にもぜひこの空き家を活用した移住の事業を展開していただきたい。これは移住の相談から始まり、お試し移住ハウスの企画、空き家のリノベーション、改築ですね。計画づくり等々中心になって推進していただける方に来ていただきたいということで進めてまいります。いずれにしても、地方創生における移住や空き家対策等は、重要度の高い位置づけとなってございます。併せて推進していきたいと考えております。



以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

ありがとうございます。この空き家バンクという事業は全国的に行っている事業でありますから、もう使わない手はありません。もっと登録件数が増えるように対応、対策を検討していただきたいと思います。

続いて、行政運営についての来年度重点事業についてお聞きいたします。

来年度重点事業につきましては、町長答弁でもありましたが、新型コロナウイルスのワクチン接種の事業が最重点事業であることは確かであると思います。これについてはしっかりと進めていただきたいなと思います。答えていただきました重点事業の中に中央小学校の改造事業がありますが、二年間にわたって約四億円の事業費を予定しております。来年度の事業費と工事の概要、スケジュールなど、分かっておられるのであれば、どのようになっているのか、これをお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

来年度の事業費ですが、まず二億円ということで、その内訳といいますか、校舎部分で一億千二百万円ほど、それから体育館部分で八千八百万円ほどであります。そのやる箇所といいますか、正面から見ると中央小は一部二階建てです。その手前の校舎棟とそれから入って左側に学童をやっている施設、そこは当然住民課の学童保育の関係でその内部の工事もしていますので、対象とはなりません。ただ外壁は当然補助の対象ではないですけれども、外壁の改修はします。

それから、その次にあります配膳室のほうも本来は補助対象ではないんですが、そこは工事はします。それから、奥に続く体育館、上から見て手前の棟とこちらの左側のほうの体育館に続く棟があります。そちらが工事の対象になります。

それで、その改修の中身なんですが、ほぼ全部の改修といいますか、まず外部の外壁のひび割れとか、それから外壁の欠損、シーリング材の劣化の改修、あるいは屋根、金属屋根部分の劣化、屋根防水の劣化の改修、それから、建具、戸車などの改修、それから内部改修で教室のフローリングや壁、天井のグラスウールの改修、教員室の壁の張り替え、それから照明器具のLED化、それから音響設備の更新、それから機械設備改修ということで給排水管、ガス配管、消火配管の改修であります。

スケジュールとしては、五月に今のところ予定は入札を行い、金額も金額ですので当然議会の案件となりますので、恐らく六月議会に案件として上程し、皆さんの承認を得られましたら施工に入ると。予定としては年度内いっぱいでの第一期工事を終了という予定となると思います。

以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

ありがとうございます。分かりました。

来年度の人口減少対策として、新たな事業、結婚新生活支援事業を実施するということでしたが、この事業の概要をお知らせください。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。

令和三年度の新規事業として事業展開を行うこととして、本定例会に予算案を上程しております。町結婚新生活支援事業費補助金の概要についてでございますけれども、町では結婚に伴う経済的負担を軽減するために、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかるコストを支援するためにこの事業を展開するものであります。この事業は、国におきます地域少子化対策重点推進交付金、補助充当率が二分の一でございますが、一世帯当たりの補助上限額を三十万円として実施いたします。そして、その補助対象経費は、結婚に伴う新居の住宅賃借費用、それから住宅取得費用、そして新居への引っ越し費用を対象とするものでありまして、対象となる世帯につきましては、夫婦ともに婚姻日における年齢が三十九歳以下でかつ世帯所得が四百万円未満の新規に結婚した世帯で、その対象範囲が令和三年一月一日から令和四年の二月二十八日までの間に婚姻届を提出し、受理されている世帯として対応したいと思っております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

この問題については、昨年十二月議会の一般質問の中で石澤議員も聞いておりました。この結婚新生活支援事業と、現在も進めております若者移住住まいづくりの補助事業の抱き合わせということをお石澤議員も聞いていたんですが、これは実際に一緒に進めるということは可能なんですか。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。

当該事業につきましては、先ほども言いましたけれども、推進交付金を活用して行うこととしております。この交付金の補助要件として、従前からの町単独事業については対象外としていること、そして、他の負担金、補助金、交付金の対象事業となる場合についても対象外ということでもありますから、併用での申請受給はできないものであると認識しております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

昨年十二月の議事録を見ましたら、町長の答弁の中では、担当者と十分協議させていただくということでありましたが、実際年が明けて進んでみれば、やはり一緒に事業はできないということですよ。はい、分かりました。ありがとうございます。

重点事業としてではありませんでしたが、来年度の事業として少しお聞きしたいと思います。成人式です。二度にわたりの延期となりましたが、延期した式の来年度の開催予定はどうなっているのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。

今現在のところ、令和三年度の新たな成人の対象者が、藤崎でいえば六十八名、常盤さんでいけば六十四名、合計百三十二名いますけれども、開催の時期としましては、現在のところ当町は夏型という成人式を取ってございますので、八月十五日に開催する予定でございます。対象者には令和二年、あるいは三年度の改めて通知するということとなります。ただし、式典について、延長になった二年度、新しく三年度になった対象者がいるので、それを合同でやるのか、あるいは別々でやるのか。午前午後に分けてやるのか、あるいはそういうときに来賓者をどうするのかという問題も出てきますので、今後教育委員会でさらに協議、検討し、理事者と詰めて、何とか開催に向けての準備をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

分かりました。ありがとうございます。時間も押し迫ってきましたので、来年度、今年度と同様、新型コロナウイルス感染症の関係で授業や行事などのほうで中止や自粛もまだまだ続くという可能性もあると思います。感染症対策をしっかりと示し、地域経済の活性化も考慮した上でしっかりと事業を展開していただきたいと思います。来年度の事業実施に向けて町長の考え、思いなどありましたらお聞かせください。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

最後にご指名いただきありがとうございます。ふだんから、去年の今頃、いわゆる去年の二月末、三月から、コロ

ナは我々が予想した以上に世界的に感染拡大しています。国際的に見れば、我が国日本は割りとロックダウンの制度とかしなくて国民にお願いしていて、それでも四十三万人も出ているから、大したことないといえば大したことないんですけれども、やっぱり日本のその国民の民度が衛生面とか三密とかやってきたんだろうなとそう思っているところがございます。

今年に入ってから、町の表彰、あるいは福祉大会も断腸の思いで自粛させていただきました。しかし、担当の人に私のほうから申し出て、全て全て自粛だと経済も町もしぼんでしまうと。せめて感謝状、あるいは功労者に表彰するのはその関係者だけやっていただけませんかということで、先般やった次第であります。去年の暮れから今年になって毎月、月初めの課長会議を開いています。まず、第一義にはコロナ感染拡大防止を全庁挙げてやる。そして、町民にも協力していただく。これは第一義です。ただ、全ての事業を中止、中止、中止となると、それが美徳なような形に思われる節も中にはあると。ですから、今後は三密、対感染防止をしっかりと、やるべきものの事業、イベントは実施していただくように今から担当課でいわゆる細かい打合せをして、その方向に向かってくださいというお話をしているところがございます。

よって、我が町も今年の夏、ねぷた、花火大会、そして秋には町挙げての秋まつりがありますので、詳細な詰めをしながら、やっぱり町の経済、そして町民のコミュニティー強化も図りつつ、やるべきものはやっていくというような認識で今全町、そういうような認識になっていただいて、その準備に入るところでございます。議員各位の皆様にも何とかそういう思いも肌で感じていただいて、まずは感染防止を第一義に、次には必要不可欠な事業はしていくというような考え方になっていただきながらご一緒していただければと、そう思っているところであります。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

分かりました。ありがとうございます。町長の思い、今見る皆さんにも届いたと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（小野 稔君）

これで三番阿部祐己議員の一般質問は終了しました。

換気及び消毒のため休憩します。再開時刻は午後二時五十五分といたします。

休 憩 午後二時四十六分

---

再 開 午後二時五十六分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二番三上道人議員に一般質問を許します。二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

議席番号二番三上道人です。

議長からのお許しがありましたので、発言させていただきます。

本日、五人目の一般質問者、本日最後になります。皆さん、いましばらくお付き合いをお願いいたします。

二〇一九年末より、世界中で猛威を振るっているコロナウイルスによる感染症の終息がまだまだ不透明な中、二月十四日に日本でも初のワクチンが承認され、十七日より医療従事者を中心に先行接種が開始されました。これを皮切りに、

政府では全国でワクチン接種が随時実施されていくことになる」と発表しております。

しかしながら、ワクチンの確保や接種体制の整備をはじめ、最後の接種対象者である十六歳以上の一般接種者への開始時期など、いまだ明確でない部分もあり、自治体は場当たりの対応をせざるを得ない、そんな状況の中、藤崎町においてもワクチン接種実施に向けて、町長はじめ担当課皆さんが一体となり、医療関係や関係団体との調整に奔走して下さっていることに関して感謝申し上げます。国からの指示、指導が今後も出されてくると思いますが、情報収集や状況判断が難しい中、迅速かつ有効的にワクチン接種が実施され、一日も早い生活の安定、経済の安定が図られることを期待しております。

それでは、令和三年第一回定例会に当たり、通告に沿って一般質問させていただきます。

まず、今年度の特定健診・がん検診については、申込方法をはじめこれまでと変わった部分が幾つかあり、私のところにも町民の皆様からお問合せや戸惑いの声が寄せられておりました。そこで、藤崎町の健（検）診についてお尋ねします。

まず、イ、令和二年度の健診実績について。

ロ、三年度の健診受診率向上に向けた取組についてお聞かせください。

次に、政府はコロナウイルス対策支援について、様々な対策・政策を実施しておりますが、長引く経済の停滞により、業務縮小を余儀なくされて、早期退社や雇い止め等に踏み切る企業も出ております。生活基盤を失い、不況にさらされている方もおられるであろうし、飲食業をはじめ、個人事業主の方もまだまだ厳しい立場におられるものと思います。

そこで、二、財政についてお尋ねします。

イ、一般会計の原資の一つでもある町税ですが、税金の滞納状況はどのようなものか。

ロ、コロナ禍の中、税収減が予想されますが、財政への影響はどの程度のものなのか。



ハ、生活様式の変化に伴い、税金の支払い方法も変化していくものと思います。そこで、藤崎町では電子マネー等による支払いは考えているのか。

以上についてお尋ねして、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

三上道人議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、藤崎町の健（検）診についての令和二年度の健診状況についてお答えいたします。

弘前市医師会及び南黒医師会と集合契約を結び、個別医療機関を大幅に増やすなどして、従来からの実施方法を変更いたしました令和二年度の健診につきましても、町民への周知不足などもあり、多くの苦情やご指摘をいただいたところではありますが、町民の健康増進に寄与するため、堅実に事業を実施してきたところであります。ご質問の健診状況につきましては、今年度の受診状況を昨年と比較いたしましたところ、健康診査の受診率は、昨年度の三三・一％に対し、今年度は二五・四％、胃がん検診の受診率は、昨年度の二一・一％に対し、今年度七・一％、肺がん検診につきましては、昨年度二五・七％に対し、今年度は一七・二％、子宮頸がん検診につきましては、昨年度六・九％に対し、今年度は四・九％となり、全体的に大幅に低下している状況となっております。

一方、がん検診における申込件数について比較いたしますと、胃がん検診の申込件数は、昨年度の二千五百七十三件に対し、今年度が二千二百件、肺がん検診は、昨年度の二千九百五十一件に対し、今年度が二千七百四十四件、子宮頸がん検診は、昨年度の九百三十二件に対し、今年度は八百四十一件と、おおむね十％ほどの減少となっております。

以上の結果を踏まえ、実施方法の変更による影響に加え、新型コロナウイルスの影響による受診控えも加わり、受診率や申込件数が減少したものと推察しているところであります。

次に、口の健診受診率の向上への取組についてであります。先ほどの答弁のとおり、健診の申込件数等の減少は、実施方法の変更が大きな要因であると推察されることから、町民への実施方法の周知につきましては、昨年度末と今月以降にかけて健康推進員からチラシを配布するほか、間もなく始まります来年度の申込案内等において周知を図ることとしております。

また、今年度の変更内容における受診券発行の取扱いに関し、戸惑いを感じた方も多いたと思われませんが、国のガイドラインに沿ったものであり、やむを得ない対応であることから、これからも周知を徹底してまいりたいと考えております。

なお、健康推進員による申込みの取りまとめにつきましては、提出する側、回収する側、双方了解の下であれば可能とする方向で現在調整しているところであります。いずれにいたしましても、町民の皆様のご理解をいただきながら、実施方法について周知徹底を図りつつ、健康推進員の方々のご協力も得ながら、今後も受診率の向上と町民の健康づくりを推進していきたいと考えております。

次に、財政についてのイの税金の滞納状況はどのようなものかについてであります。町税及び国民健康保険税の滞納状況につきましては、令和二年度滞納繰越分の調定額が、前年度と比較して一月末現在で二千二百二十一万四千元減の一億七千八百八十六万七千円、収入額につきましては前年度と比較して三百四十五万九千円増の三千百五十七万二千元、収納率は前年度と比較して三・九％増の一八・三％となっております。

また、令和二年度課税分につきましては、調定額が前年度と比較して一月末現在で五十万五千元減の十四億八千六百十八万九千円、収入額につきましては前年度と比較して二百七十七万三千円減の十二億三千八百七十五万五千元、収納率

は前年度と比較して〇・一％減の八三・六％となっており、令和三年度への滞納繰越は前年度並みになるものと考えております。

次に、ロのコロナ禍の中、税収減が予想されるが、財政への影響はどの程度かについてであります。令和三年度当初予算案において、町税のうち、町民税、固定資産税及び軽自動車税につきましては、前年度比千三百七十三万三千円の減収が見込まれておりますが、地方財政対策の中で地方交付税が一定程度確保されていること、また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が新設され、中小企業の償却資産や固定資産税の軽減分が補填される予定であることなどから、税収面については大きく財政運営に影響を及ぼすものではないと考えております。

しかしながら、国においては、新型コロナウイルス対策に全力を尽くしながらも、財政健全化の目標を維持する考えであることから、コロナ終息後の財政環境はさらに厳しいものになっていくものと認識しております。

次に、ハの生活様式の変化に伴い税金の支払方法も変化するものと思うが、藤崎町では電子マネーによる支払いは考えているのかについてであります。当町では現在、口座振替、コンビニ収納、窓口納付、納税組合による納付を実施しております。

ご質問の電子マネーによる納付につきましては、一般的にスマホ決済やペイ決済などと言われているものであります。導入に当たりましては、町が支払う手数料の負担や納税者の利便性を総合的に判断した上で、近隣の市町村の動向も参考にしつつ、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、三上議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより二番三上道人議員に再質問を許します。二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

それでは、再質問をさせていただきます。

令和二年度の健診実績について伺います。確かにコロナウイルス感染症は高齢の方が感染すると重篤化する可能性が高いということで、健診受診者の中には感染リスクを懸念して受診を控えたという可能性は十分に考えられます。事実、近隣町村にも問合せしてみましたが、やはり受診率は下がっているということでありました。現状では、受診率の低下はある意味仕方のないことかもしれません。

しかしながら、答弁によりますと、全体的に低下しているとありましたが、事実、二割から三割ほどの落ち込みが見られています。ただ、その中でも胃がん検診の受診率、ここが前年は二一・二％であったものが今年は一七・一％と、昨年比率で話をしますと六六％減、三分の一ということになっております。特定健診やほかのがん検診の受診率の低下と比べても極端に低い結果となっております。これはコロナウイルスによる受診控えの影響だけではなくて、これまで地元の医院、クリニックで個別診断が受診可能であった胃がん検診、バリウム検診が精度管理という下、受診しづらい状況になったということが大きく影響しているのではないかと考えております。なかなかこれは国の考えの部分なので町でどうこうという話ではないんですが、これについて担当課のほうはいろいろチラシを配ったりということではあるんですけども、私は本当にそのクリニックで受けられなくなったというのが大きな原因だと思っておりますけれども、担当課のほうはどのような考えでございましょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

胃がん検診が町内の医療機関でできなくなったことが受診率の低下の一因であるということは私どもも認識しているところでございます。しかし、その精度管理を高めなければいけないということ、これ自体は議員もおっしゃるとおり致し方ないことでもあります。医療機関の理解に基づく体制整備、これが必要であることは以前にも申し上げたとおりでございますけれども、南黒医師会で読影委員会を設けるとか、あるいは弘前市医師会では現在、読影委員会を設置してございますが、そちらのほうに参画させてもらえるような形とか、それも含めまして町内の医療機関での胃がん検診の再開については、私どもといたしましても今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

確かなかなかすぐ町でどうこうできるということではないとは思いますが。自治体でやれることというのは限られています。医師会や関係機関への働きかけを今後も継続していただいて、受診しやすい環境整備へ向けた取組をぜひお願いしたいと思います。

続いて、前回質問した際に、当町藤崎町の受診率の高さについて触れさせていただきました。その中で特定健診の受診の中でも個別健診が全体の九五%近くあったという記憶がございます。このことも藤崎町の受診率を押し上げていた要因ではないかと考えております。今年度はコロナウイルスの影響もあり、全体的に低下しているということでしたが、集計が出ている範囲で構いません。先ほどパーセンテージではお示しいただきましたけれども、集団健診と個別健診の受診者数とその割合、昨年度、今年度併せてお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

受診者数もでしたか。（「もしすぐ分かるのであれば」の声あり）お答えいたします。健康診査のほうでございますが、昨年度は受診者数が二千四百六十四件、これのうち集団が百四十二件で、率にしますと集団健診は五・八％、つまり個別健診が約九四％ほどとなっておりました。今年度につきましては、受診者数は千八百件ほどでおりました。そのうち集団が二百四十三件、率にしますと全体に占める集団健診の割合は一六・二％に上がっております。よって、個別のほうは八四％ほど。この内容について少し補足させていただければ、先ほどの胃がん検診が町内の医療機関でできなくなったことのある意味影響で、バスでやるのであれば胃がん検診もできるというふうな理由から、集団健診が昨年度に比べて一・七倍に増えた要因なのかなとも見ているところであります。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

先ほど率で比較していただいたんですが、今数字でお聞きしてすごく分かりやすく、去年から見ると健診自体が六百五十人ほど減っているということでありました。それで、三年度に向けての健診受診率の向上に向けた取組ということについて、受診率の向上に向けた取組については答弁に沿って回答いただいたようぜひ実行していただきたいと思っております。今、担当課のほうでお話があったように、集団健診率は伸びてきているものの、当町においてはまだまだ個別健診が主流だということでありました。そこで、今後開始されていくコロナワクチンの接種に伴って、個別健診が多

い当町において、特定健診の受診に対する影響とかは危惧されないものでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

昨年は今ほどコロナの情報がない中、緊急事態宣言が全国に発出されたり、健診の開始時期が遅れるということなどもあって、診察あるいは健診を控えた方が相当あったのかなと感じてございます。今後、関東周辺の緊急事態宣言が解除され、ワクチン接種が進むということなどの状況によっては、昨年に比べて受診を控える方が少なくなるということは当然あるのかなとも思います。そうなれば個別健診にも影響はさほど出ないのではないかと思います。

また、コロナワクチン接種に協力する個人病院も相当あるものと思います。それがワクチンがどの程度、いつ頃供給されるのかというところが不透明な現段階では個別健診への影響というものはなかなか何ともはっきりは言えないという状況にあると思います。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

確かに、健診にしろ、コロナウイルスワクチンにしろ、任意の接種なのでなかなか判断はつきにくいかと思います。また、受診率向上に向けては、私も周知徹底、これを進めていくしかないのかなということだと思っております。ぜひ、受診率向上に努めていただきたいと思います。

それでは、財政について質問させていただきます。

滞納状況についてということで、答弁の中で、数字を見る限りでは、答弁を聞く限りでは、調定額、それから収納率共に前年比と大きく変わらないとのことではありますが、現状で滞納者数はどの程度あるのでしょうか。また、その滞納状況については、例えば長期にわたってずっと滞納しているとか、また単発、短期というか一過性のものとかあると思いますが、その内容についてお聞かせください。

○議長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（木村宣文君）

お答えいたします。

現在、滞納者数につきましては、二月末現在で四百六十五名ありまして、長期・短期の率で見ますと、一年のみの滞納者は百六十八名、二年以上の滞納者につきましては二百九十七名となっております。また、最も期間の長い方で十七年分となっております。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

私は滞納したことがないので、これからも頑張っていきたいとは思っていますけれども、滞納、それぞれ理由はあるとは思いますが、その滞納しているものに関して、町担当課としては納付に向けてどのような取組をしておられるのでしょうか。



○議長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（木村宣文君）

お答えいたします。

各年度における納税通知書の発送後、二十日以内に納付がない場合には督促状を発送し、滞納分も含めて納付の相談に応じております。その後も現年分及び滞納分の納付や相談がない場合には、年に三回程度催告書を発送し、納税相談日を設けて本人に役場への来庁を促しております。その上、納付誓約書を徴収した上で分割納付などの対応をしております。また、催告書や誓約書に応じない場合には、県内の市町村で構成しております青森県市町村税滞納整理機構と共同して、給料や預金などの差押えを含めて、徴収の強化を図っているものでございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

様々な手段を講じておられると思います。その中でもどうしてもなかなか回収できないということがあるんじゃないかなとは思いますが。そういうときは最終的にはどういう形になるんでしょう。

○議長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（木村宣文君）

お答えいたします。

どうしても滞納分の税金が徴収できないとなった場合、例えば差押えできる財産がない場合、または生活困窮にある場合、また所在不明となった場合につきましては、滞納処分の停止や滞納金額の消滅、いわゆる不納欠損という対応を取らせていただいております。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

そうですね、最終的には欠損という形になっていくんだろうなとは思っております。極力回収できるようにと努めていただきたいと思います。

続きまして、電子マネーによる支払いについてということで、国税庁なんかは確定申告にもイータックス申告を推奨しております。申告に限らず時節柄、密着、密接を避けた非接触型のスタイルが何かにつけ定着してきております。自宅からでも支払いが可能なスマートフォン決済、ペイ決済などによる徴税や国民健康保険税、物によっては上下水道などの公共料金の納付を開始している自治体が近隣市町村であるのであればお知らせください。

○議長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（木村宣文君）

お答えいたします。

近隣市町村で導入しているところでは、平川市が平成三十九年度から、弘前市は今年の一月から実施しており、また大鰐町ではこの四月からスマホ決済などの電子マネーを導入する予定と確認しております。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

電子決済を取り入れる自治体は、全国的にはもちろん、青森県内でも近隣でも今答弁にあったように出てきております。県内各所でもこれから徐々に増えていくと思います。また、今後もどんどん増えていく中では、町長の答弁の中で手数料負担ということも言葉にありました。これも確かに課題になると思いますが、現状、システム上というか、物理的に藤崎町は電子決済は可能な状況にあるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（木村宣文君）

お答えいたします。

システムにつきましては、先ほど申しました近隣市町村と同様の自治体クラウドに藤崎町も加入したことから、現在、新システムへの移行期間中ではありますが、移行後はスマホ決済などの電子マネーを導入し、運用に当たっては支障がないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

であれば、可能だということだと認識しています。コンビニ納付もあつという間に認知されまして、きっと今であれば主流に近い状態になっているのかなと思っております。支払い方法の選択肢が広がることで、少しでも滞納者が減少すればいいなと思いますし、何よりも電子決済は今後主流になっていくものだと考えておりますので、ぜひ検討いただき、早期に対応していただければと思っております。

簡単ながら、以上で私の再質問を終わらせていただきます。

○議長（小野 稔君）

これで二番三上道人議員の一般質問を終了します。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午後三時三十分

---